第8期 岩内町高齢者保健福祉計画

第7期 岩内町介護保険事業計画

(平成30年度~平成32年度)

平成30年3月北海道岩内町

《総論》

| 第1章 | 計画の策定に当たって | | |
|----------|--|-------|-----|
| 1. | 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の | | |
| <u> </u> | 生格と位置付け | ••••• | 1 |
| | (1) 計画の性格 | | |
| | (2) 計画の法的位置付け | | |
| | (3) 本計画の位置付け | | |
| | 計画の策定体制 | ••••• | 2 |
| | 日常生活圏域の設定 | ••••• | 3 |
| | 計画の期間 | ••••• | 3 |
| | 第6期計画の主な実施状況 (1) 地域包括ケアシステム構築のための重点事項 | ••••• | 4 |
| | (2) 地域支援事業の状況 | | |
| | | | |
| | 高齢者の現況と推移 | | |
| | 高齢者人口の現状と推移 | ••••• | 8 |
| | (1) 総人口の状況 | | |
| | (2) 高齢者世帯の状況 (3) 総人口と高齢者人口の見込み | | |
| 0 | | | 1.0 |
| | 要介護等認定者の現状と推計 | ••••• | |
| | 各種調査結果の概要 | ••••• | 14 |
| | (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (2) 在宅介護実態調査 | | |
| | (2) 任七月 陵关思嗣宜 | | |
| | | | |
| 《各論》 | | | |
| 第3章 | 計画の基本的な考え方 | | |
| | 基本理念 | | 16 |
| | 第7期計画の基本方針・基本目標 | | |
| ۷. | | | 11 |
| | (1) 基本方針 | | |
| | (2) 基本目標 | | |
| 第4章 | 施策の取り組み | | |
| 基本 | 目標1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 | | 22 |
| | 目標2 在宅医療・介護連携の推進 | | |
| | 目標3 認知症支援策の推進 | | |
| | 目標4 生活支援サービスの推進 | | |
| | | | |
| | 目標 5 地域ケア会議の推進 | ••••• | |
| | 目標 6 町独自の生活支援サービスの充実 | ••••• | 27 |
| | ⑴ 独自の生活支援サービスの種類 | | |
| | (2) 独自の生活支援サービスの状況と見込み | | |

| 第5章 | 介護保険事業の計画 | | |
|-----|---|-------|------------|
| 1. | 介護保険事業の状況 | ••••• | 31 |
| | (1) サービス基盤の現状 | | |
| | (2) 介護給付等対象サービスの実績 | | |
| 2. | | ••••• | 39 |
| | (1) 介護給付等対象サービスの取り組み | | |
| | (2) 地域密着型サービスに係る必要利用定員総数等の設定 | | |
| | (3) 計画の公表と普及・啓発 | | |
| 第6章 | 地域支援事業の推進 | | |
| | 地域支援事業の状況 | | 42 |
| | (1) 地域支援事業とは | | |
| | (2) 地域支援事業の実績 | | |
| 2. | 地域支援事業の確保方策 | | 46 |
| | (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業) の取 | り組み | |
| | (2) 包括的支援事業の取り組み | | |
| | (3) 任意事業の取り組み | | |
| 第7章 | その他必要な事項 | | |
| 1. | 介護給付等対象サービス等の円滑な提供 | | 49 |
| | (1) 介護給付等対象サービスの円滑な提供 | | |
| | (2) 地域支援事業の円滑な提供 | | |
| 2. | 地域包括支援センター等の情報公表 | ••••• | 50 |
| 3. | 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項 | ••••• | 50 |
| 4. | 療養病床の円滑な転換に関する事項 | ••••• | 52 |
| 第8章 | 第1号被保険者の保険料 | | |
| 1. | 保険料の推計方法 | ••••• | 53 |
| 2. | | ••••• | 54 |
| | (1) 施設・居住系サービス見込量の推計 | | |
| | (2) 在宅サービス等見込量の推計 (3) 介護給付等対象サービス見込量の推計 | | |
| | (4) 標準給付費見込額の推計 | | |
| 3. | 地域支援事業の見込み | | 61 |
| 4. | 保険料の見込み | | 62 |
| | (1) 保険給付に対する負担割合 | | J 2 |
| | (2) 第1号被保険者の負担割合の補正 | | |
| | (3) 第1号被保険者の保険料の見込み | | |
| | (4) 公費による低所得者の保険料軽減 | | |

《資料編》 ········ 69

第1章 計画の策定にあたって

1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の性格と位置付け

(1)計画の性格

【高齢者保健福祉計画】

すべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、 福祉水準の向上など、介護保険事業も含めた保健福祉事業の全般にわたる総 合的な計画で、これまでに7回策定しております。

【介護保険事業計画】

要介護認定者が、できる限り住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送れるよう、介護保険給付の円滑な実施を図るための介護保険運営における事業計画で、これまでに6回策定しております。

また、介護保険事業計画では、要介護者等の人数や介護給付等対象サービスの種類ごとの量、介護保険の事業費などについて、年次ごとの見込みを明らかにし、計画期間中における第1号被保険者の保険料の額を定めます。

(2) 計画の法的位置付け

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、老人福祉法と介護保険法の双方の規定により、相互に連携することで、総合的な高齢者福祉施策の展開を図る必要があることから、計画の名称については、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」という呼称を用い、一体的に策定するものです。

【高齢者保健福祉計画】

老人福祉法 第20条の8第1項

・市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

【介護保険事業計画】

介護保険法 第117条第1項

・市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に 係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。) を定めるものとする。

(3) 本計画の位置付け

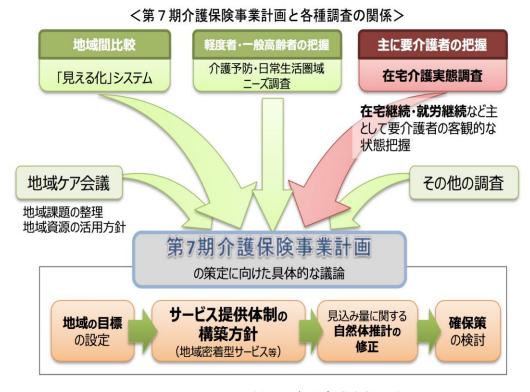
本計画は、当町における最上位計画である「新たな岩内町総合計画(平成21年度~平成30年度)」のまちづくりの方向性である『少子高齢化社会に対応した健康で安心して生活できるまちづくり』の実現に向けた高齢者福祉に関する個別計画となります。

また、国の方針や北海道が策定する介護保険事業支援計画や医療計画、関連する町の個別計画等と整合性のある計画として策定します。

2. 計画の策定体制

この計画の策定に当たっては、社会福祉や保健医療の関係者、介護保険被保険者の代表、学識経験者からなる「岩内町高齢者対策計画策定委員会」を設置し、専門的な見解や当事者としての意見の反映を図ります。

また、町民の意見や意向を計画に反映させるために「介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施し、生活実態とニーズを 把握します。これらの調査結果から地域間比較を行い地域の特性を把握する 「見える化」システムを活用し、第7期の計画案を作成したうえで、岩内町 の公式ホームページ等で地域住民からの意見募集を行い、町民の方々の幅広 い声を活かします。



※厚生労働省 在宅介護実態調査 活用の手引きより引用

3. 日常生活圏域の設定

介護保険法では、「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案」して日常 生活圏域を定めるものとされています。

当町はコンパクトな市街地形成であり、歴史的地理的な特性や人口の動向等を踏まえたなかで、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護・介護予防などの多様な生活支援サービスを一体的に提供していくことが必要であります。

このことから、第6期計画に引き続き、岩内町全域をもって一つの日常生活圏域とします。

4. 計画の期間

この計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と、介護保険法に基づく3年計画である第7期介護保険事業計画を包含した計画であり、計画期間は、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの3カ年とします。

なお、本計画は、第6期計画で取り組んできた地域包括ケアシステムの 基盤を引き継ぎ、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据えた中 長期的な視点を持つ計画として、推進していくものとします。

■ 計画期間 ■ 平成〇〇年度 30 31 32 21 | 22 | 23 24 | 25 | 26 27 | 28 | 29 33 34 35 36 37 38 団塊の世代が65歳以上となる 団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となる 平成37年度を見据えた中長期目標設定 平成27年度に向けた取り組み 第8期計画 第7期計画 第9期計画 第6期計画 第4期計画 第5期計画 (予定) (本計画) (予定)

3

5. 第6期計画の主な実施状況

(1) 地域包括ケアシステム構築のための重点事項

①在宅医療・介護連携の推進

- ・医療関係者と介護サービス関係者の連絡会議や多職種連携会議の実施、 認知症に関する勉強会の開催、従事者向けの研修会への参加、町民を対 象とした講演会の開催などを通じ、相互の情報交換や協力体制の整備な どを進める。
 - ・「認知症の方を支える多職種連携の会 ほっと安心つなげ〜る 通称: HATネット)」を設立し、会の運営や認知症に関する町民フォーラムの開催を通じて、医療関係者と介護関係者がお互いに協力できる関係を構築できた。

②認知症支援策の推進

- ・介護予防担当や地域包括支援センターによる高齢者のみ世帯等への個別 訪問や相談業務、民生委員・町内会・老人クラブ等による見守り事業な どを実施し、認知症の早期段階での発見を図る。
 - ・平成26年度及び平成27年度に実施した「高齢者日常生活調査(お元気度チェック)」の結果をもとに、単独世帯や老々世帯の方を対象に戸別訪問を実施し、必要に応じて継続訪問や介護サービスへの接続を行った。
 - ・民生委員や地域住民からの相談があった場合、町と地域包括支援 センターが協力して対応できる体制を整備した。
- ・行政や医療機関、薬局、地域住民、ボランティア団体等によるネットワークづくりを行い、きめ細やかな見守りや支援、支え合いの取り組みを 進める。
 - ・「HATネット」の活動を通じて、多職種並びに地域の住民団体 等とのネットワークを確立し、それぞれの特色を活かした支援を 実施できる基盤を整備した。

- ・認知症予防の観点から、一般住民向けの講演会などの実施や、認知症サポーターやキャラバンメイトの養成を図ることで、認知症患者への関心や理解を高めて、偏見や誤解の解消に努め、認知症に対する正しい知識の普及啓発に取り組む。
 - ・「認知症に関する町民フォーラム」を開催し、映画や講話を通じて認知症患者の生活について理解を深めた。

認知症サポーターについては、町内7カ所で養成講座を開催し、 延べ128人の参加があった。

他にも、町の広報誌に認知症についての特集記事を掲載し、地域住民に認知症について理解を深めてもらう取り組みも行った。

③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

- ・介護予防の個別訪問や見守り、相談支援、安否確認のほか、運動教室、 通院等の外出支援、掃除等の家事支援、配食サービスなどがあり、他の サービスの実施も含め、なお一層の充実を図る。
 - ・地域包括支援センターの活動の一環として、運動教室「はつらつ 元気塾」を開催し、3年間で延べ1,000人以上が参加し、定期的 に体を動かす習慣を身につける機会を提供した。
 - ・訪問給食サービスなどの生活支援サービスについて、敬老会でチ ラシを配付するなど、高齢者への周知を行い、利用の促進に努め た。

④高齢者の居住安定に係る施策との連携

・岩内町住生活基本計画(平成24年度~平成33年度)の基本目標である 「高齢者等が住み続けられる住まい・住環境づくり」を進める。

住宅等のバリアフリー化、コミュニティ施設の整備、ボランティア 団体等による除雪サービスの実施、町道除排雪事業の充実、緊急通 報システムの普及などを行った。

⑤町独自の生活支援サービスの充実

- ・町独自の生活支援サービス等の実施を通じ、心身の状況の改善と生活機 能の維持・向上を図り、在宅生活を送るための支援の充実を図る。
 - ・訪問給食サービスを周知・実施することで、自分で食事を用意す ることが困難な方の生活機能の維持・向上を図ることができた。
 - ・各種移送サービスを提供することで、高齢者の外出活動の活性化 を図ることにより、閉じこもりを予防することができた。

(2) 地域支援事業の状況

①介護予防事業

- ・老人クラブや町内会等での啓発活動のほか、健康相談、運動器の機能向 上や口腔機能の向上のプログラムを実施し、閉じこもり予防や認知症予 防等に取り組む。
 - ・平成26年度及び平成27年度に実施した「高齢者日常生活調査」 の結果をもとに、運動機能の維持・向上が必要である方等を対象 に介護予防教室(パピッと健康クラブ)を実施した。
 - ・日常的な業務の一環として、高齢者の自宅等への訪問・相談活動 を継続的に実施している。

②包括的支援事業

- ・地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント、総合相談 支援、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメント支援を実施するととも に、法改正に伴い、在宅医療・介護連携の推進や地域ケア会議の充実を 図る。
 - ・高齢者や家族からの相談に対し、総合的・包括的に対応を行って いる。
 - ・高齢者虐待の疑いがある事案を発見した場合は、町と地域包括支援センターが協働し、速やかに解決に向かうことができるよう対応している。

③任意事業

- ・家族介護支援事業や、福祉用具・住宅改修支援など、生活支援に必要な事業を実施する。
 - ・介護給付等に要する費用が適正か、縦覧点検や医療情報との突合 点検、住宅改修の点検等を実施し、確認を行っている。
 - ・福祉用具の購入や住宅改修が適正に行われるよう、住民からの相 談に対応している。

④新しい介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)等の実施

- ・訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスなどの「介護予防・ 生活支援サービス事業」と、「一般介護予防事業」を実施する。
 - ・介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)及び介護予防通所介護(デイサービス)など、要支援者等を支援するサービスを実施。
 - ・地域包括支援センターが主催する「はつらつ元気塾」を定期的に 開催し、筋カトレーニングやバランス訓練を実施し、体を動かす 習慣を身につける機会を提供した。

第2章 高齢者の現況と推移

1. 高齢者人口の現状と推移

(1)総人口の状況

岩内町の総人口は、昭和50年の25,823人(国勢調査)をピークに減少を続けており、近年においても平成25年と平成29年の比較では、4年間で1,044人(住民基本台帳)減少しました。(\blacktriangle 7.4%)

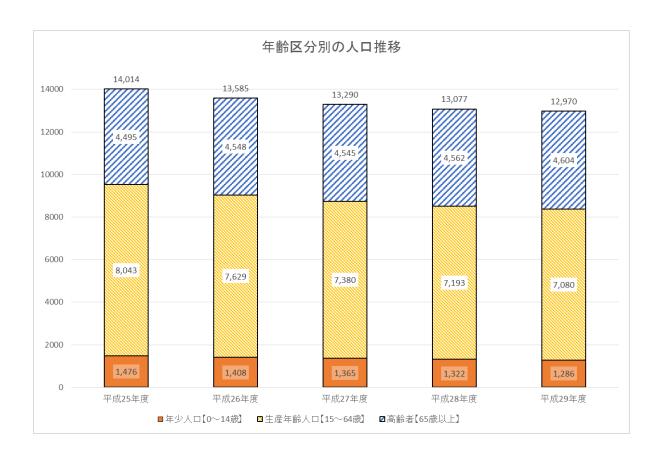
人口減の主因である「年少者や就労世代の減少」が進む一方で、65歳以上の高齢者人口が横ばい傾向にあるため、相対的に高齢化率が高まることにより、平成29年度末では高齢者が全体の35.5%を占める見込みであり、今後も一層の高齢化が進むことが予想されます。

【総人口の推移】

| 区分 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | | | | |
| 総人口 | 14,014 人 | 13,585 人 | 13,290 人 | 13,077 人 | 12,970 人 |
| 年少人口 | 1,476 人 | 1,408 人 | 1,365 人 | 1,322 人 | 1,286 人 |
| | 10.5 % | 10.4 % | 10.3 % | 10.1 % | 9.9 % |
| 生産年齢人口 | 8,043 人 | 7,629 人 | 7,380 人 | 7, 193 人 | 7,080 人 |
| | 57.4 % | 56.1 % | 55.5 % | 55.0 % | 54.6 % |
| 高齢者 | 4,495 人 | 4,548 人 | 4,545 人 | 4,562 人 | 4,604 人 |
| | 32.1 % | 33.5 % | 34.2 % | 34.9 % | 35.5 % |

[※] 年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、高齢者(65歳以上)

[※] 各年度末の住民戸籍台帳より。平成29年は10月末現在



(2) 高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢者のいる世帯は、国勢調査をみると、平成17年では

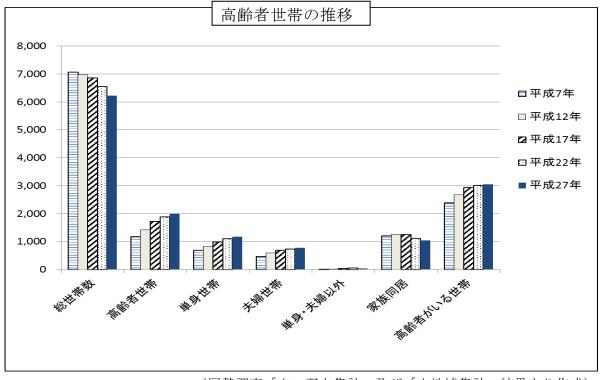
- 2,960世帯(全体の43.2%)でしたが、10年後の平成27年では
- 3,045世帯(48.9%)に増加しております。

また、高齢者のみの世帯については、平成12年は1,425世帯(20.4%)でしたが、平成27年では1,997世帯(32.1%)に増加しており、これからも引き続き増加が予想されます。

【高齢者世帯の推移】

(単位:世帯)

| 年次 | 総世帯数 | 6 5 歳以上の高齢者のいる世帯 | | | | | |
|-------|--------|------------------|----------|--------|-------|--------|--------|
| | | 高齢者世帯 | (うち単身) | (うち夫婦) | (その他) | 家族同居 | 計 |
| 平成7年 | 7, 069 | 1, 173 | (695) | (475) | (3) | 1, 211 | 2, 384 |
| 平成12年 | 6, 969 | 1, 425 | (825) | (591) | (9) | 1, 253 | 2, 678 |
| 平成17年 | 6, 853 | 1, 716 | (982) | (696) | (38) | 1, 244 | 2, 960 |
| 平成22年 | 6, 555 | 1, 887 | (1, 097) | (740) | (50) | 1, 120 | 3, 007 |
| 平成27年 | 6, 228 | 1, 997 | (1, 178) | (777) | (42) | 1, 048 | 3, 045 |



(国勢調査「人口双方集計」及び「小地域集計」結果より作成)

(3)総人口と高齢者人口の見込み

計画期間である平成30年度から平成32年度までの総人口については、 国立社会保障・人口問題研究所の増減率を参考に推計しました。

岩内町の平成29年度以降の総人口は、平成29年度末で12,843人、 平成30年度で12,599人、平成31年度で12,361人、平成32 年度では12,141人と、年々減少していくと見込んでおります。

一方、65歳以上の高齢者人口においては、各年4,500人程度とほぼ横ばいの傾向と見込んでおりますが、総人口の減少に伴い、高齢化率は年々上昇する傾向にあり、今後も高齢化率は高まっていくものと思われます。

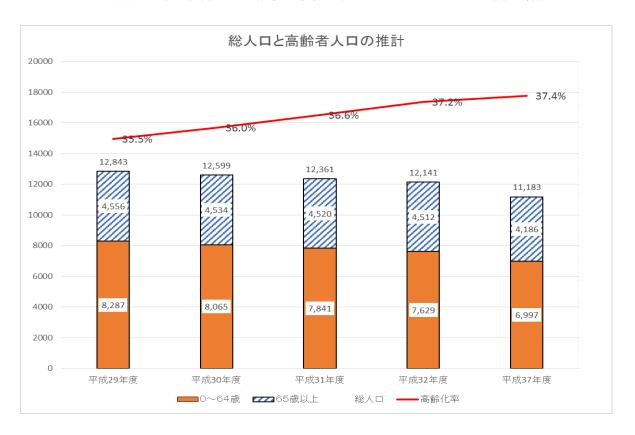
【総人口と高齢者人口の推計】

(単位:人)

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 | 13, 077 | 12, 843 | 12, 599 | 12, 361 | 12, 141 | 11, 183 |
| 0~64 歳人口 | 8, 515 | 8, 287 | 8,065 | 7, 841 | 7, 629 | 6, 997 |
| 高齢者人口 | 4, 562 | 4, 556 | 4, 534 | 4, 520 | 4, 512 | 4, 186 |
| (高齢化率) | (34.9%) | (35.5%) | (36.0%) | (36.6%) | (37.2%) | (37.4%) |

※平成28年度は、年度末現在の住民基本台帳

※平成29年度以降の人口数値は、国立社会保障・人口問題研究所の増減率を参考



2. 要介護等認定者の現状と推計

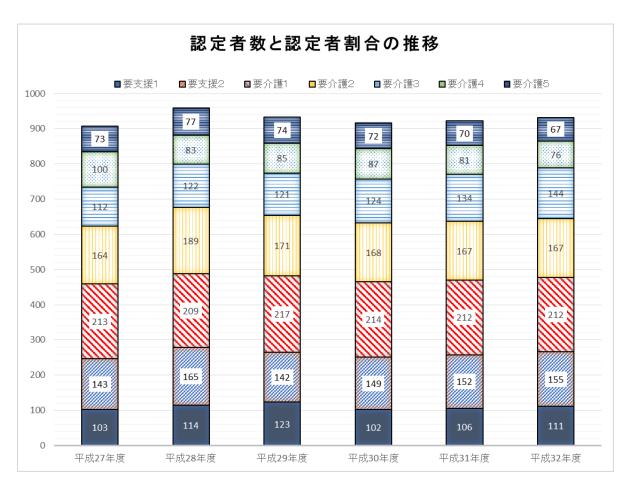
要介護等認定者数については、平成27年度の908人(19.7%)から平成29年度では933人(20.3%)、計画の最終年度である平成32年度では932人(20.4%)と、第1号被保険者における要介護等認定率は微増傾向にあり、引き続き要介護等認定者数が増加していくという予想をしています。

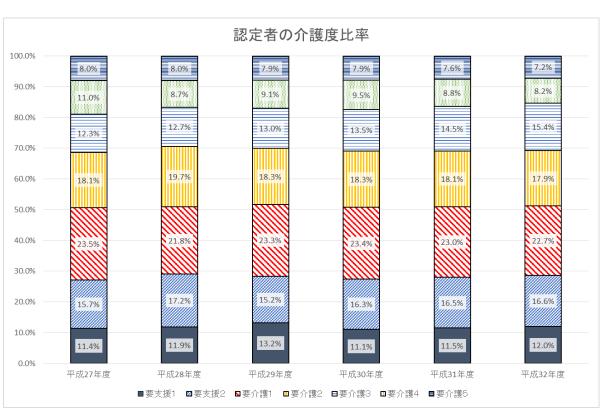
【要介護等認定者数の推計(第1号被保険者)】 (単位:人)

| | | HT F1 (> 4 : | | | | |
|---------|--------|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 要支援 1 | 103 | 114 | 123 | 102 | 106 | 111 |
| 要支援 2 | 143 | 165 | 142 | 149 | 152 | 155 |
| 要介護 1 | 213 | 209 | 217 | 214 | 212 | 212 |
| 要介護 2 | 164 | 189 | 171 | 168 | 167 | 167 |
| 要介護 3 | 112 | 122 | 121 | 124 | 134 | 144 |
| 要介護 4 | 100 | 83 | 85 | 87 | 81 | 76 |
| 要介護 5 | 73 | 77 | 74 | 72 | 70 | 67 |
| 計 | 908 | 959 | 933 | 916 | 922 | 932 |
| 第1号被保険者 | 4, 598 | 4, 585 | 4, 607 | 4, 598 | 4, 575 | 4, 558 |
| 認定者割合 | 19.7% | 20.9% | 20.3% | 19.9% | 20.2% | 20.4% |

[※]平成27年度、28年度は、介護保険事業状況報告書(厚生労働省完成データ)より

[※]平成29年度以降は、厚生労働省「見える化」システムを参考





3. 各種調査結果の概要

第8期岩内町高齢者保健福祉計画及び第7期岩内町介護保険事業計画を策定するにあたり、円滑な計画策定に必要な基礎資料とするため、2種類のアンケートを実施しました。

(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 調査の目的

高齢者の日常生活の状況や心身の状況、支援ニーズなどの地域課題 の把握

② 調査の概要

*調査時期:平成29年5月12日~6月30日

*調査対象:平成29年5月1日現在で満65歳以上の高齢者から無

作為に450名を抽出

*調査方法:郵送配布・返信用封筒で返送

*調査項目:家族や生活状況、運動、口腔・栄養、毎日の生活、地域

の活動、たすけあい、健康の全7問

*回収状況:450名のうち346名から回答(回収率 76.9%)

③ 分析結果

誰かの介護・介助が必要ないと感じている高齢者は多いが、金銭面にゆとりがあると考えている高齢者はごくわずかであります。

また、地域活動への参加意欲が低く、自ら地域のために何か行動したいという意識も低い傾向にあります。対人関係も、簡単なことは友人に相談しているが、身の回り等の世話については血縁者に頼っている状況となっています。

(2) 在宅介護実態調査

① 調査の目的

高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現 に向けた介護サービスの在り方の検討

② 調査の概要

*調査時期:平成29年4月~9月

*調査対象:在宅で要支援・要介護認定を受けていて、要支援・要介

護更新申請を行った79名(国が示すサンプル数)

*調査方法:認定調査員による聞き取り調査

*調査項目:対象者の世帯類型や介護の頻度、介護のための離職の有

無や就労継続の可否に係る意識など全19問

③ 分析結果

在宅生活の継続のために充実が求められるサービスでは、外出同行 や移送サービスなどの身体介護の割合が比較的高く、介護者が不安に 感じる介護も屋内の移乗・移動や外出の付き添い、送迎等の身体介護 の割合が高い。

また、少ない割合ではあるが介護のために仕事を辞めた介護者が存在している。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第7期計画においても、いわゆる団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になる平成37年(2025年)を見据え、介護保険事業の持続可能性を維持しながら、「岩内町における地域包括ケアシステムの構築」を段階的に実施していくため、基本的には第6期計画を継承し、町の高齢者施策の今後の方向性を明確にするため、基本理念を次のとおり設定します。

基本理念

住み慣れた地域で 自分らしく 安心して 暮らし続けられるよう 医療・介護・介護予防など 様々なサービスを 切れ目なく利用できる 地域社会の実現

基本理念の実現に当たっては、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組み及び医療・介護連携の推進のほか、地域共生社会の実現に向けた取組み等による地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、地域全体で高齢者を見守り、支えていく体制の強化が重要となります。

2. 第7期計画の基本方針・基本目標

(1)基本方針

この計画は、団塊の世代が75歳以上となり、本格的な超高齢社会となる平成37年を見据え、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」の構築の実現に向けた中長期的な計画の2期目の計画となります。

地域包括ケアシステムの実現のためには、住まい・医療・介護・生活 支援が一体的に提供されるよう、各施策を取り進めるとともに、認知症 高齢者の早期発見と迅速な診断に基づく適切なサービスを提供し、地域 での生活を支える必要があります。

中長期的な計画の2期目となる第7期計画においても、基本理念に基づき、住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らし続けられるよう 医療・介護・介護予防などの様々なサービスが切れ目なく利用できる地域包括ケアの取り組みを一層推進する必要があります。

これまでの第6期計画からの取組みを継承し、地域の自主性や主体性に基づき、地域の実情やニーズに即して「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図っていくことを基本方針とします。

基本方針

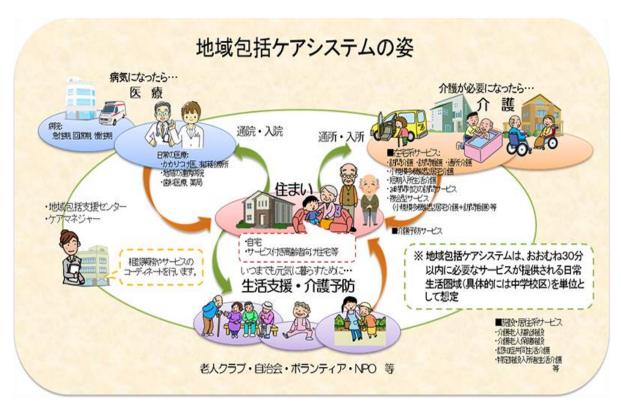
地域包括ケアシステムの深化・推進

(2)基本目標

第7期計画の基本理念である、「住み慣れた地域で 自分らしく 安心して 暮らし続けられるよう 医療・介護・介護予防など様々なサービスを切れ目なく利用できる 地域社会の実現」に向け、6つの基本目標を掲げ、総合的に施策を推進します。

基本日標

- 1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 2. 在宅医療・介護連携の推進
- 3. 認知症支援策の推進
- 4. 生活支援サービスの推進
- 5. 地域ケア会議の推進
- 6. 町独自の生活支援サービスの充実



厚生労働省ホームページより

基本目標1:介護予防・日常生活支援総合事業の推進

平成29年4月から、高齢者の実情に応じて、必要な「生活支援」や「介護予防」を『総合的』に進めていくため、介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)及び介護予防通所介護(デイサービス)は、介護予防・日常生活支援総合事業として実施しております。

町では、要支援者の生活機能の低下に対応した多様なニーズが求められることから、地域の支え合い体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。

また、心身機能の維持・向上を目的とした「はつらつ元気塾」などの介護予防普及事業を通じて、介護予防に関する基礎的な知識や情報を町民に提供するとともに、介護予防教室等の運営補助や地域の介護予防教室等の指導的立場となる「介護予防ボランティア」の育成を図り、重度化防止に向けたライフスタイルの普及に努めます。

基本目標2:在宅医療・介護連携の推進

高齢者の多くは、介護が必要な状況になったとしても、住み慣れた地域で の生活を望んでいると考えられます。

介護が必要となっても、住み慣れた岩内町において、可能な限り安心した 日常生活を送るためには、「医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常 生活の支援が包括的に確保される仕組み(地域包括ケアシステム)」の構築 に向けた取り組みが必要であります。

今後においても、医療サービスと介護サービスの両方を必要とする高齢者がますます増加するものと予想されており、高齢者の在宅生活を支えるためには、在宅医療と介護の関係機関が連携し、個々の心身の状態とニーズを踏まえ、適切なサービスを提供していくことが重要であります。

このことから、医療職・介護職などの多職種が連携し、情報等を共有しながら、在宅医療・介護連携推進事業の施策展開を図っていきます。

基本目標3:認知症支援策の推進

平成26年度に実施した「高齢者日常生活調査」の結果を見ると、(アンケート内容は自己申告による主観的なものであり、自身の不安感をそのまま記入するため、客観的な診断とは異なりますが、)いわゆる認知症予備軍の方の割合を示す「認知症のおそれの項目」の該当者が二次予防高齢者**1に占める割合で60.0%と、認知症のおそれのある高齢者が相当の割合で在宅生活をしている結果が出ております。

町としても、介護予防訪問事業や見守り事業などにより、認知症の早期発見・早期受診につなげることが、本人や家族の負担を軽減するうえで重要であると考えます。

認知症の早期対応を推進するため、国が認知症施策のさらなる推進を図る ために設定している「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」の7 つの柱に沿って、実情に応じた多様な認知症対策を展開していきます。

※1:二次予防高齢者~要介護状態等となるおそれの高い虚弱な65歳以上の方

基本目標4:生活支援サービスの推進

高齢者のみ世帯や認知症高齢者など、支援を必要とする在宅生活の高齢者が増加しており、こうした高齢者やその家族に対する支援については、サービスの質と量の両面で充実を図る必要があります。

現状では、個別訪問や見守り、配食サービスなどが着実に成果を挙げており、また、ボランティアによる除雪サービスや住宅の小破修繕、草刈りやゴミ出しなどの日常支援についても、助け合いの輪が拡大しております。

町としても、関係団体との連携のもと、生活支援の担い手となる人材の確保や育成、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施し、地域における生活支援等を提供するための体制整備に向けた取組を推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、活動支援を行います。

基本目標5:地域ケア会議の推進

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を進める上で重要な立場であり、高齢者の総合相談窓口として、また、関係者間の連携を進める中核的な存在として、大きな役割を担っています。

地域包括支援センターの運営に当たっては、運営上の基本的な考え方や理念、業務体系の指針などを明確にし、業務の円滑、効率的な実施、適切で公平中立的な運営を行うことを目的とした「運用方針」を策定し、運用しています。

地域包括支援センターで実施している「地域ケア会議」で検討した地域課題を関係者で共有し、議論を重ねていくことで町全体の政策につなげていき、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

基本目標6:町独自の生活支援サービスの充実

団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になる平成37年の超高齢社会を控え、一人暮らしや夫婦のみの世帯、認知症の高齢者、身体機能が低下した高齢者等の増加が見込まれております。

こうした高齢者に対しては、支援が必要な高齢者の個々の状況に応じ、医療・介護・介護予防などの様々なサービスが、切れ目なく適切に提供される必要があり、介護予防の支援を行うことで、要介護等認定者の増加を抑制することが重要です。

このため、地域支援事業の介護予防事業や、岩内町独自の生活支援サービス等を実施し、心身の状態の改善と生活機能の維持・向上を図り、在宅生活を送るための支援の充実を図ります。

第4章 施策の取り組み

本章では、基本方針である『地域包括ケアシステムの深化・推進』するために掲げた6つの「基本目標」について、目標を達成するために実施する具体的な施策について記載しています。

基本目標1:介護予防・日常生活支援総合事業の推進

① 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- *介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)及び介護予防通所介護 (デイサービス)など、一層の充実を図ります。
- *高齢者の社会参加のニーズは年々高まっており、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、高齢者自身の生きがいや介護予防等にもつながります。ボランティア団体等が実施しているサービスには、除雪や草刈りなどの日常支援、地域での見守り、余暇活動や生きがいづくりの支援などがあり、ボランティア活動が求められております。
- *地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自 らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方 向性等を共有し、多職種によるケアマネジメント支援を行います。

② 介護予防の普及・啓発

- *町広報誌や福祉事業者の広報誌、その他介護保険のパンフレット等の配布、各種講座や集会などへの参加を通じ、心身機能の維持・向上に向けた生活環境の普及に努めます。
- *介護予防に関する基礎的な知識・情報を共有するとともに、重度化 防止に向けた生活環境の普及に努めます。

- *引き続き、地域包括支援センターが主催する「はつらつ元気塾」を 開催し、リズムに合わせたリズム体操を中心に、筋力トレーニング やバランス訓練を実施し、自宅でも可能なホームトレーニングを提 案するなど、毎日の運動習慣を促します。
- *また、参加者の中から会場設営や受付対応など、ボランティアの育成を支援するとともに、地域住民が主体的に開催し、各地域で介護 予防の輪が広がるよう支援します。

基本目標2:在宅医療・介護連携の推進

① 地域の医療・介護の資源の把握

- *地域の医療機関や介護事業所等の住所、機能等を調査し、これまで把握している情報を合わせて、一覧としたリスト等を作成します。
- *リスト等を作成した後、地域住民に周知するとともに、地域の医療・ 介護関係者間の連携等に活用します。

② 地域住民への普及・啓発

*在宅医療・介護サービスに関する講演会の開催や、パンフレットの作成・配布等によって、在宅医療やその機能等を広く地域住民に紹介し、 在宅医療・介護連携の普及・啓発を図ります。

③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

- *相談窓口を地域包括支援センターに設置し、在宅医療と介護の連携体制の充実を図ります。
- *必要に応じ、退院の際、医療・介護関係者の連携の調整や、利用者や 患者及び家族等の要望を踏まえた介護事業者の紹介を行い、緊密な連 携を図ります。

④ 医療・介護関係者の研修

- *地域内で行われている研修の把握・整理をします。
- *介護職を対象とした、医療関連研修会を開催します。

⑤ 医療・介護関係者の情報共有の支援

- *医療関係・介護関係者など多職種連携によるグループワーク等を通して情報等を共有し、課題抽出や解決に向けた議論を行います。
- *介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定するなど、介護支援専門員のネットワークを構築し、その活用を図ります。
- *在宅医療・介護サービスの連携において、共有すべき情報の検討を行い、必要な情報を必要な時に共有することができる仕組みを構築します。

基本目標3:認知症支援策の推進

① 認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発の推進

- *認知症は身近な病気であることを、町広報誌等を活用し、広く地域住 民に認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を図ります。
- *認知症サポーターの養成を進めるとともに、町内会や職域など様々な 場面で活躍できるような取組を推進します。

② 認知症支援体制の整備

*認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の早期診断や速やかに適切な医療・介護等が受けられる体制を構築するため、「認知症初期集中支援チーム」を設置し、効果的な運用を進めます。

- *認知症見守りの体制づくりを進める認知症地域支援推進員を配置し、 認知症施策や認知症に関するネットワークづくりを推進します。
- *認知症疾患医療センター(小樽市立病院)や関係機関との連携を図り、 多職種連携により、適切な医療・介護・福祉の支援を受けることがで きる体制を構築します。
- *認知症の人が、その状態に応じて適切な医療・介護・福祉の支援を受 けることができるよう、認知症の人の支援に携わる専門職や行政関係 者を対象とした研修を実施します。

市町村 地域包括支援センター等 相談 盟知症初期集中支援チーム 日常支援(必要な支援) ①訪問(アセスメント) ②チーム員会議 (受診の必要性の判断等) ③訪問(受診勧奨) 自宅 H 介護支援専門員等 4 訪問(初期集中支援) チーム員会議 連携 かかりつけ医 黎知症 録い 連携 相談·受診 かかりつけ医 日常診療 認知症疾患医療センタ サポート医 郡市医師会 介護支援専門員 認知症初期集中支援チーム検討委員会(市町村) 認知症初期集中支援チームの設置及び活動について検討 体的に事業を推進していくための合意の場 保健·福祉·医療 【検討内容の例】 認知症の相談・応需機能の充実のために初期集中支援チームをどのように位置づけるか ○ 認知症の相談・応需機能の充実のために初期集中支援チーム ○ 認知症の早期診断、早期対応に向けて何が課題か ○ 初期の認知症の人々のニーズと受け止められる資源はあるか 保健所など 地域包括支援センター ○ 地域での認知症施策はどうあるべきか til 市町村

認知症初期集中支援チーム設置促進モデル事業の概念図

※厚生労働省ホームページより引用

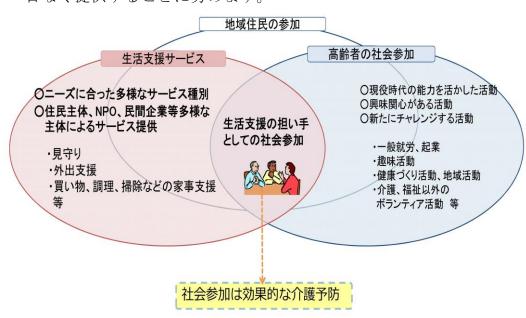
基本目標4: 生活支援サービスの推進

① 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

- *ボランティア等の生活支援の担い手の育成・発掘をはじめとした地域資源の開発やそのネットワーク化などを調整する「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置し、生活支援・介護予防サービスの充実を図ります。
- *民間企業やボランティア、社会福祉法人など多様な関係主体間で協議体を設置し、生活支援の担い手の育成、新しいサービス等の資源開発や関係者間のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービスのマッチングなど、定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進します。

② 高齢者の居住安定に係る施策との連携

- *公営住宅や民間住宅、その周辺環境におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入など、高齢者に配慮した取り組みを進めます。
- *当町の地域特性として、老朽化した公営住宅に居住する高齢者が多いため、適切な住まいへ住み替えの促進を進めます。
- *持ち家などの住宅改修支援や、個別訪問・相談、見守り、安否確認サービス、緊急通報システムの設置、ボランティア等による除雪サービスなどの取り組みを進め、医療・介護・介護予防など様々なサービスを切れ目なく提供することに努めます。



基本目標5:地域ケア会議の推進

① 個別地域ケア会議の推進

*個別地域ケア会議は、本人及び家族、関係者で連携を図り、個別課題の解決を図るものです。引き続き多様な職種・組織と連携し、予防的視点で高齢者の地域生活を支える検討を行います。

② 地域の課題解決力の向上

*個別地域ケア会議などの開催を通じて見えてきた地域の共通課題を整理 し、高齢者の自立に向けた支援内容の検討を行います。また、検討して 明らかとなった地域課題のうち、優先順位が高い課題を政策形成につな げ、地域課題の解決を目指します。

基本目標6:町独自の生活支援サービスの充実

(1) 独自の生活支援サービスの種類

① 在宅生活支援事業

生活支援指導訪問事業

在宅で自立した生活を送るため、家事の支援や生活習慣の改善指導及び身体介護支援のサービスを提供する訪問ヘルパーを派遣します。

(対象者)

高齢者で心身の虚弱のため に日常生活を営むのに支障 があり、支援を必要とする者 (居宅要介護被保険者及び居宅要支援 被保険者、総合事業対象者を除く)

生きがい活動支援通所事業

日常生活を営むのに支障があり、社 会的孤立感の解消や生きがいづく りを図るため、デイサービスセンタ ーにおいて日常動作訓練、生きがい 活動、入浴、給食等のサービスを提 供します。

(対象者)

高齢者で身体の虚弱のため に日常生活を営むのに支障 があり、支援を必要とする者 (居宅要介護被保険者及び居宅要支援 被保険者、総合事業対象者を除く)

生活支援短期宿泊事業

基本的な生活習慣の欠如や、介護を 行う者の疾病等により日常生活に 不安があるなど、一時的に支援を必 要とする場合に、町内の介護施設に おいて短期間の宿泊入所サービス

(対象者)

高齢者で身体の虚弱のため に日常生活を営むのに支障 があり、支援を必要とする者 (居宅要介護被保険者及び居宅要支援 被保険者、総合事業対象者を除く)

訪問給食サービス事業

食事を賄うことが困難な者の居宅 を訪問し、給食を提供することによ り、孤立感の解消及び健康保持・増 進を図ります。

(対象者)

高齢者及び身体障害者で身体の虚弱等のために日常生活を営むのに支障があり、支援を必要とする者

② 生活支援サービス

を提供します。

老人福祉センター移送サービス事業

老人福祉センターの利用に当たり、 徒歩による来館が困難な高齢者等 に対して、月曜日と木曜日、指定場 所間のタクシー往復乗車サービス を1日に1回行います。

(対象者)

満65歳以上でタクシーの 利用が必要と認められる者

車いす移送サービス事業

在宅の寝たきりの人や車いす利用 者に対し、車いす移送車による通院 や外出等の支援を行い、本人又は介 護者の負担を軽減します。

(対象者)

在宅で寝たきりの人や車い すを利用している者及びそ の家族

訪問介護移送サービス事業

訪問介護サービスを利用する高齢者 に対し、民間タクシーによる通院や 外出等の支援を行い、本人又は介護

者の負担を軽減します。

(対象者)

介護保険の訪問介護サービス又は介護予防訪問介護サービスを利用している者

在宅老人除排雪サービス事業

除排雪することが困難な高齢者の み世帯等に対し、日常の維持、災害 などの被害、家屋の損壊等を防止す るため、冬期間の除排雪の援護を行 います。

(対象者)

おおむね65歳以上の高齢者のみ世帯等で、除排雪の労力確保が困難な、町民税の非課税又は均等割のみ課税の世帯

老人交通安全杖支給事業

老人の外出時に、交通事故の危険から身を守る一助とするため、道路交通の安全に配慮した杖を希望者に支給します。

(対象者)

満65歳以上で身体が虚弱と認められる者

③ 生活支援サービス (その他)

緊急通報システム事業

一人暮らし高齢者及び身体障害者の緊急時の連絡体制を整備するため、電話回線を使用した専用通報器及びペンダント型無線発信機の無償貸与(通話料等は自己負担)を行います。

(対象者)

- ・おおむね65歳以上の一人 暮らし高齢者で、電話機を 有し、身体上の慢性疾患等 により日常生活に注意を要 する状態である者
- ・1級の身体障害者手帳を 所有する一人暮らしの者で、 日常生活上注意を要する状態である者

| 在宅高齢者紙おむつ購入費助成事業 | (対象者) | | |
|------------------|--------------|--|--|
| 在宅高齢者の紙おむつの購入費の | 常時おむつを必要とする | | |
| 一部を助成し、経済的負担の軽減と | 65歳以上の要介護3~5 | | |
| 在宅生活の継続及び向上を図りま | に該当する在宅高齢者 | | |
| す | | | |

(2)独自の生活支援サービスの状況と見込み

平成26年度の「高齢者日常生活調査」や平成29年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果、介護給付等対象サービスの利用が必要にもかかわらず、要介護等認定を受けていない方や、認定者であってもサービスを利用していない方、要介護状態等になるおそれの高い高齢者が多数存在していることがわかりました。

また、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の中には、日頃、様々な悩みを抱えていながらも、周りに相談できる相手がなく、社会的に孤立している方も潜在化していると思われます。

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を控え、一人暮らしや夫婦の みの世帯、認知症の高齢者、身体機能が低下した高齢者等の増加が見込ま れており、今後は、上記のような高齢者が多くなることが予想されます。

こうした高齢者に対しては、個々の状況に応じ、医療・介護・介護予防など様々なサービスが切れ目なく適切に提供される必要があります。

また、介護予防の支援を行うことで要介護等認定者の増加を抑制することが重要であることから、地域支援事業の介護予防事業や、岩内町独自の生活支援サービス等の実施を通じ、心身の状態の改善と生活機能の維持・向上を図り、在宅生活を送るための支援の充実を図ります。

第5章 介護保険事業の計画

1. 介護保険事業の状況

(1) サービス基盤の現状

岩内町は、平成29年度現在で、次の3つの事業所を運営しています。

- ・岩内町デイサービスセンター (通所介護(予防) →委託)
- 岩内町指定居宅介護支援事業所(居宅介護支援)
- ・岩内町地域包括支援センター(介護予防支援 →委託)

高齢者が住み慣れた当町で、安心して暮らし続けられるよう「医療・介護・介護・所などの様々なサービスが切れ目なく利用できる、地域包括ケア」の構築に向けた取り組みが求められており、行政の役割として、様々なサービスが切れ目なく提供される基盤の確保を図ることが重要となります。

したがって、高齢者が可能な限り住み慣れた岩内町で生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、採算性がなくても高齢者には必要な事業の実施など、行政の役割を踏まえた基盤の確保を図ります。

町内の民間施設の状況としては、認知症対応型共同生活介護のグループホーム、福祉用具貸与(予防)や特定福祉用具購入(予防)事業所、介護付有料老人ホームなど、現在、町有の事業所が3カ所、民間の事業所17カ所となり、高齢者等のサービス基盤の整備が整っております。

このほか、介護保険対象外の施設として、町有施設が1カ所、民間施設 の介護予防サロンが1カ所あります。

【サービス区分別の事業所の設置状況】

| サービス区分 | 施設名 |
|--|--|
| ·通所介護 ·介護予防通所介護 | ・岩内町デイサービスセンター |
| ・通所リハビリテーション・介護予防通所 リハビリテーション | ・通所リハビリテーション ななかまど(協会病院) ・コミュニティホーム岩内 通所リハビリテーション(渓仁会) |
| ·訪問介護 ·介護予防訪問介護 | ・訪問介護 いわない(社会福祉協議会) |
| ·訪問看護 ·介護予防訪問看護 | ・訪問看護ステーション のぞみ(協会病院) ・訪問看護ステーション 岩内(渓仁会) |
| ·短期入所生活介護 ·介護予防短期入所生活介護 | ・岩内ふれ愛の郷 ショートステイセンター(渓仁会) |
| ·福祉用具貸与 ·介護予防福祉用具貸与 | ・福祉用具貸与 いわない(社会福祉協議会)・(有)大橋畳家具店 福祉用具貸与事業所・(有)栗林家具店 福祉用具貸与事業所 |
| ·特定福祉用具購入 ·特定介護予防福祉用具購入 | ·(有)大橋畳家具店 福祉用具貸与事業所 ·(有)栗林家具店 福祉用具貸与事業所 |
| ·居宅介護支援 | ・岩内町指定居宅介護支援事業所 ・居宅介護支援 いわない(社会福祉協議会) ・ケアプランセンター さつき(渓仁会) |
| ·介護予防支援 | ・岩内町地域包括支援センター |
| ·認知症対応型共同生活介護 ·介護予防認知症対応型 共同生活介護 | ・グループホーム 「そよかぜ」岩内 |
| ·介護老人福祉施設 | ・介護老人福祉施設 岩内ふれ愛の郷(渓仁会) |
| ·介護老人保健施設 | ・介護老人保健施設 コミュニティホーム岩内(渓仁会) |
| ·特定施設入居者生活介護 | ・介護付有料老人ホーム 七福神恵比寿館 |
| ・介護保険対象外サービス | ・介護予防サロン りはる(渓仁会) ・岩内町老人福祉センター |

(2) 介護給付等対象サービスの実績

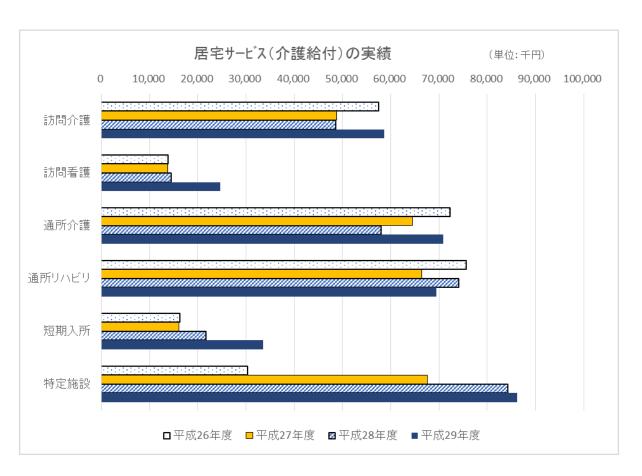
①居宅サービス(介護給付)の実績

要介護等認定者数が微増傾向のなか、居宅サービスについては、介護給付と介護予防を合わせると、各年度にばらつきはあるものの、利用状況は安定しています。

介護老人福祉施設等で要介護者が短期間入所し、入浴や食事など日常 生活上の世話と機能訓練を行う、短期入所生活介護の利用者がここ数年 増えております。

| 区 | 分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成29年度(見込) |
|-------------|-------|----------------|----------------|----------------|
| | 延利用者 | 1,438 人 | 1,420 人 | 1,500 人 |
| 訪問介護 | 回 数 | 15,547 回 | 16, 292 回 | 19, 128 回 |
| | 給 付 費 | 48, 780, 416 円 | 48,607,740 円 | 58,645,000円 |
| | 延利用者 | 9 人 | 8 人 | 0 人 |
| 訪問入浴介護 | 回 数 | 61 回 | 47 回 | 0 回 |
| | 給 付 費 | 714, 119 円 | 551,074円 | 0 円 |
| | 延利用者 | 401 人 | 432 人 | 576 人 |
| 訪問看護 | 回 数 | 4,030 回 | 4,221 回 | 7, 164 回 |
| | 給付費 | 13,721,946 円 | 14,533,505 円 | 24,673,000 円 |
| | 延利用者 | 12 人 | 2 人 | 0 人 |
| 訪問リハビリテーション | 回 数 | 98 回 | 16 回 | 0 回 |
| | 給付費 | 276,830 円 | 45, 324 円 | 0 円 |
| | 延利用者 | 991 人 | 816 人 | 912 人 |
| 通所介護 | 回 数 | 8,760 回 | 8,172 回 | 9,540 回 |
| | 給 付 費 | 64, 574, 088 円 | 58,036,904 円 | 70,942,000 円 |
| | 延利用者 | 1,081人 | 1,179人 | 1188 人 |
| 通所リハビリテーション | 回 数 | 8,003 回 | 8,813 回 | 8, 146 回 |
| | 給付費 | 66, 430, 790 円 | 74, 115, 287 円 | 69, 457, 000 円 |
| 居宅療養管理指導 | 延利用者 | 143 人 | 181 人 | 180 人 |
| | 給 付 費 | 1,471,653 円 | 1,871,995 円 | 1,878,000円 |

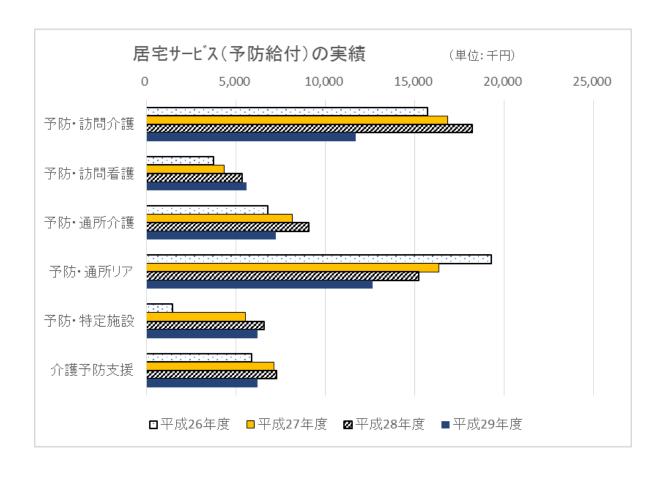
| 区分 | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成29年度(見込) |
|---|-------|----------------|----------------|----------------|
| 性学长501 P.李小江介苯 | 延利用者 | 394 人 | 490 人 | 528 人 |
| 特定施設入居者生活介護 | 給 付 費 | 67, 629, 806 円 | 84, 226, 494 円 | 86, 164, 000 円 |
| | 延利用者 | 268 人 | 257 人 | 348 人 |
| 短期入所生活介護 | 日 数 | 2,170 日 | 2,912 日 | 4,191 日 |
| | 給 付 費 | 16, 158, 247 円 | 21, 735, 453 円 | 33,609,000 円 |
| | 延利用者 | 1 人 | 11 人 | 12 人 |
| 短期入所療養介護 | 日 数 | 1 日 | 62 日 | 198 日 |
| (介護老人保健施設) | 給 付 費 | 13,524 円 | 776, 657 円 | 2, 458, 000 円 |
| 短知 田 目代 日 | 利用者 | 90 人 | 89 人 | 92 人 |
| 福祉用具貸与 | 給 付 費 | 11,086,049 円 | 11,548,256円 | 12,596,000円 |
| 福祉用具購入費 | 延利用者 | 24 人 | 36 人 | 24 人 |
| 佃仙用 | 給 付 費 | 636, 537 円 | 1,045,630円 | 769,000 円 |
| 住宅改修 | 延利用者 | 24 人 | 36 人 | 24 人 |
| [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] | 給付費 | 2, 475, 811 円 | 2, 351, 965 円 | 1,308,000円 |
| 居宅介護支援 | 延利用者 | 2,775 人 | 2,785 人 | 3, 156 人 |
| 10 11 晚入1次 | 給 付 費 | 32, 385, 172 円 | 33,061,728 円 | 37,603,000 円 |

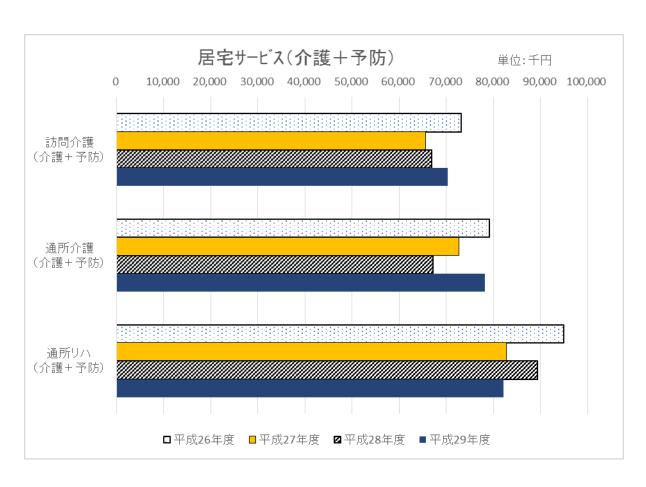


②居宅サービス(予防給付)の実績

介護予防訪問介護事業等により制度が浸透しております。 一方では、サービスを利用していない認定者も存在するため、個別訪問や相談等による利用の普及が必要です。

| 区 | 分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成29年度(見込) |
|---|-------|----------------|----------------|----------------|
| ○# Z 叶計明△# | 延利用者 | 967 人 | 1,026 人 | 637 人 |
| 介護予防訪問介護 | 給 付 費 | 16,834,495 円 | 18, 240, 940 円 | 11,701,000円 |
| 【総合事業に移行】 | 延利用者 | 一人 | 一人 | 599 人 |
| 第1号訪問事業 | 給 付 費 | — 円 | — 円 | 10, 375, 000 円 |
| | 延利用者 | 183 人 | 218 人 | 240 人 |
| 介護予防訪問看護 | 回 数 | 1,445 回 | 1,959 回 | 1,888 旦 |
| | 給付費 | 4, 350, 289 円 | 5, 355, 216 円 | 5,610,000円 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 延利用者 | 31 人 | 36 人 | 60 人 |
| 月暖了例后七旗食目生活等 | 給付費 | 371, 299 円 | 508,842 円 | 951,000 円 |
| 介護予防通所介護 | 延利用者 | 276 人 | 304 人 | 221 人 |
| 月 楼 1 例 地 7 月 喽 | 給付費 | 8, 145, 881 円 | 9, 104, 446 円 | 7, 232, 000 円 |
| 【総合事業に移行】 | 延利用者 | - 人 | - 人 | 139 人 |
| 第1号通所事業 | 給付費 | 一 円 | 一 円 | 3, 473, 000 円 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 延利用者 | 482 人 | 434 人 | 372 人 |
| 月度1例回月//・ピノノ マコマ | 給付費 | 16, 350, 793 円 | 15, 239, 307 円 | 12,641,000 円 |
| | 延利用者 | 7 人 | 11 人 | 0人 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 回 数 | 42 回 | 50 回 | 0 回 |
| | 給付費 | 177, 498 円 | 256, 662 円 | 0 円 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 延利用者 | 69 人 | 90 人 | 84 人 |
| / 1 6 1 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 | 給付費 | 5,523,110 円 | 6,567,078 円 | 6, 227, 000 円 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 延利用者 | 299 人 | 406 人 | 420 人 |
| 月度 1 例 個 | 給付費 | 1,606,712 円 | 2,728,330 円 | 2,206,000 円 |
| 介護予防福祉用具購入 | 利用者 | 24 人 | 12 人 | 1 人 |
| 万度了例由111.77 八 两八 | 給付費 | 775, 318 円 | 464, 247 円 | 46,000 円 |
| 介護予防住宅改修 | 延利用者 | 12 人 | 24 人 | 0人 |
| 万成 1 67 压 飞 以 15 | 給 付 費 | 1,411,208 円 | 1,940,758 円 | 0 円 |
| 介護予防支援 | 延利用者 | 1,582 人 | 1,598 人 | 1,399 人 |
| 万成 1 四 人 1 次 | 給 付 費 | 7, 143, 120 円 | 7, 260, 700 円 | 6, 219, 000 円 |





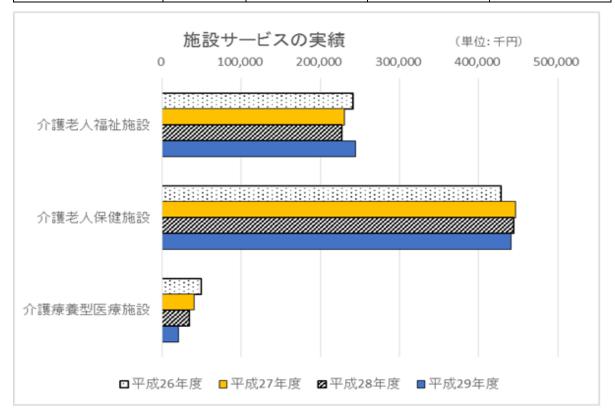
③施設サービスの実績

施設サービスの介護療養型医療施設は、平成30年3月末をもって廃止することとされていたため、介護老人保健施設等に転換しており、介護療養型医療施設を除き、特定施設への利用分散等により、高止まりしている状況であります。

今後についても、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設については、 全体的に横ばいの傾向と予想されます。

なお、岩内町の施設サービス受給率は、全道平均を上回る高い利用率となっております。

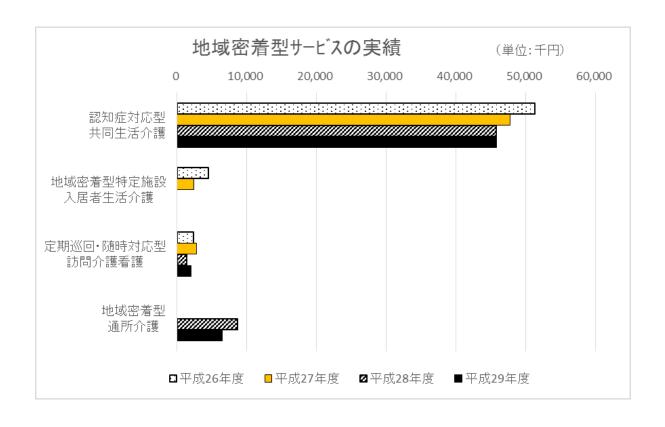
| 区 分 | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成29年度(見込) |
|-----------|------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 介護老人福祉施設 | 延利用者 | 975 人 | 983 人 | 1,032 人 |
| 月暖七八忸灿旭苡 | 給付費 | 230, 037, 846 円 | 226, 906, 287 円 | 244, 028, 000 円 |
| 介護老人保健施設 | 延利用者 | 1,759 人 | 1,740 人 | 1,740 人 |
| | 給付費 | 446, 788, 990 円 | 444, 319, 234 円 | 444, 919, 000 円 |
| 介護療養型医療施設 | 延利用者 | 112 人 | 96 人 | 60 人 |
| 了 | 給付費 | 40, 379, 319 円 | 34,613,182円 | 21, 595, 000 円 |



④地域密着型サービスの実績

地域密着型特定施設入居者生活介護であった町内の介護付有料老人ホームが、平成27年4月に北海道指定の特定施設入居者生活介護に変更され、居宅サービスに移行したため、地域密着型の延べ利用者が激減しておりますが、認知症対応型共同生活介護のグループホーム等については、今後もこれまで同様の状況が予想されます。

| 区 分 | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成29年度(見込) |
|---|-------|----------------|----------------|---------------|
| 認知症対応型共同生活介護 | 延利用者 | 186 人 | 189 人 | 192 人 |
| 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 給付費 | 47, 794, 383 円 | 45, 791, 091 円 | 45,846,000 円 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 延利用者 | 15 人 | - 人 | - 人 |
| 地域省有空村龙爬政八店有工佔并護 | 給 付 費 | 2, 404, 485 円 | — 円 | — 円 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 延利用者 | 12 人 | 6 人 | 12 人 |
| 定别巡回· 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 給付費 | 2, 783, 251 円 | 1,440,297 円 | 2,050,000円 |
| 地科索美刑 医武人类 | 延べ回数 | — □ | 1,143 回 | 817 回 |
| 地域密着型 通所介護 | 給付費 | — 円 | 8,717,548 円 | 6, 505, 000 円 |



2. 介護給付等対象サービスの確保方策

(1) 介護給付等対象サービスの取り組み

高齢者が可能な限り住み慣れた岩内町で生活を続けるためには、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進める必要があり、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的に確保されるよう、様々なサービスが切れ目なく提供される必要があります。

したがって、その中心となる介護給付等対象サービスの確保については、 現状のサービス基盤の水準が低下することのないよう、在宅サービスと施 設サービスの連携を進め、特に、介護老人福祉施設の重点化等によって重 要度が増す「在宅のサービス」と「居住系サービス」については、全体的 なサービス水準の維持向上を図る必要があります。

①施設サービス

施設サービスについては、介護老人福祉施設が平成27年4月から中 重度の要介護認定者を支える施設に重度化されており、特定施設等への 利用分散により、今後の利用は横ばいになると予想されます。

このため、軽中度者に対しては、認知症高齢者が環境変化の影響を受けやすいことに留意しつつ、地域密着型サービスを含め、「在宅のサービス」と「居住系サービス」の安定的な確保を図る必要があります。

②地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、「居住系サービス」として、高齢者の 状況に応じた住まいの供給の役割や、不足が指摘される短期入所生活介 護の受け皿(保険外等)の役割が期待されます。

認知症対応型共同生活介護については、新たな「居住系サービス」が 整備済であることから、今後もこれまで同様とします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、小規模多機能型 居宅介護については、当町での事業所の開設予定はありませんが、今後 新たな需用が生じた段階で対応を検討します。

③居宅サービス

居宅サービスについては、施設サービスとの連携を進め、介護老人福祉施設の重度化等によって重要度が増す「在宅のサービス」と「居住系サービス」の水準の維持・向上を図る必要があります。

要介護等認定者数が微増傾向の中、「在宅のサービス」については、介護給付と予防給付を合わせると、利用状況は全体的に安定しておりますが、通所介護と短期入所生活介護については、今後も需要増と予想しており、町内の各事業所による対応を検討します。

軽度者に対しては、住み慣れた岩内町で継続的に安心して生活できるように、地域包括支援センターを中心に、サービス利用者の生活機能の回復につながるケアマネジメントを実施することで、介護給付等対象サービスや介護予防事業の一層の利用促進を図ります。

(2)地域密着型サービスに係る必要利用定員総数等の設定

①老人福祉事業の量の目標

養護老人ホームについては、岩内町に施設がないものの、平成29年 11月末現在で3施設・4人の措置を行っており、今後も措置を行う必要があります。

| 区 分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 養護老人ホーム (措置者数) | 4人 | 4 人 | 4 人 |
| 老人福祉センター (施設数) | 1 箇所 | 1 箇所 | 1 箇所 |

②地域密着型サービスに係る必要利用定員総数

介護給付等対象サービスの見込みを推計するに当たり、次の地域密着型サービスについて、必要利用定員総数を定めます。

地域密着型の介護付有料老人ホームであった七福神 恵比寿館は、要支援認定者の入居を可能とするため、平成27年4月から北海道指定の特定施設入居者生活介護(混合型:定員56人)に変更され、居宅サービスに移行しております。

このため、地域密着型特定施設入居者生活介護については、今後、新たな需要が生じる状況となるまで、整備を行わないこととします。

| 区 分 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|
| 認知症対応型共同生活介護 | 9 人 | 9人 | 9人 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0人 | 0人 | 0人 |

(3) 計画の公表と普及・啓発

介護保険制度の適切な運営のためには、65歳以上の第1号被保険者は もとより、40歳以上の第2号被保険者や納税による間接的負担者に対し、 制度の趣旨や仕組みを充分に理解していただく必要があります。

したがって、パンフレットやリーフレット、ホームページ等を活用して 介護保険制度等の周知を行い、保険料納付の意義や必要性の理解を深めて いただくよう努めます。

第6章 地域支援事業の推進

1. 地域支援事業の状況

(1)地域支援事業とは

地域支援事業とは、

- ・被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、
- ・要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援すること

を目的として、市町村が行うものです。

この地域支援事業は、

- ①「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」
- ②「包括的支援事業」
- ③「任意事業」
- の3つが大きな柱となっております。

① 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

65歳以上で、要介護状態等ではないが、生活機能の低下があり、介護予防サービスの利用が必要な方(要支援 $1\sim2$ の方)を対象に、要介護状態等になることを防ぎ、元気で生き生きとした生活を続けてもらうための事業を推進します。

〇介護予防・生活支援サービス事業

| 事業 | 内 容 |
|----------|--------------------------------------|
| 訪問型サービス | 掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供 |
| 通所型サービス | 機能訓練や集いの場など、日常生活上の支援を提 供 |
| 生活支援サービス | 栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者 等への見守りを提供 |
| 介護予防支援事業 | 総合事業によるサービス等が適切にできるよう ケアマネジメントの実施 |

〇一般介護予防事業

| 事業 | 内容 |
|---------------------------|--|
| 介護予防把握事業 | 収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何 らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へ つなげる。 |
| 介護予防普及啓発 事業 | 介護予防活動の普及・啓発を行う。 |
| 地域介護予防活動 支援事業 | 住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。 |
| 一般介護予防事業 評価事業 | 介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を 検証し、一般介護予防事業の評価を行う。 |
| 地域リハビリテー ション活動支援事 業 | 介護予防の取組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等による助言等を実施。 |

② 包括的支援事業

地域包括支援センターが行う事業であり、センターには、主任ケアマネジャーや社会福祉士、看護師等を配置し、介護予防サービス等の提供を含めた医療・介護・介護予防等に関する相談・支援等を包括的・継続的に実施します。

○地域包括支援センターの運営

| 介護予防ケアマネジ メント業務 | 二次予防高齢者を対象に、アセスメントや介護予 防ケアプランの作成、評価等の支援を行う。 |
|--------------------|--|
| 総合相談支援業務 | 訪問や電話等により支援が必要な高齢者を適切な サービスにつなぐ。情報提供や連絡調整も行う。 |
| 権利擁護業務 | 高齢者の虐待の防止や早期発見、成年後見制度の 啓発、消費者被害の防止などを行う。 |

| | ケアマネジャーや事業者のネットワークづくりや 人材育成、研修会等の開催などを行う。 |
|-----------|--|
| 地域ケア会議の充実 | 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構 築 |

〇在宅医療・介護連携の推進

- *地域の医療・介護の資源の把握
- *医療・介護関係者の情報共有の支援
- *地域住民への普及・啓発

○認知症施策の推進

- *認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発の推進
- *認知症初期集中支援チームの設置による認知症支援体制の整備

〇生活支援サービスの体制整備

- *生活支援コーディネーターを配備し、生活支援・介護予防サービスの基 盤整備の推進
- *高齢者の居住安定に係る施策との連携

③ 任意事業

法令の趣旨に沿って、市町村の判断により、市町村が必要とする事業 を行うことができます。

| 介護給付等費用適正 化事業 | 保険者として介護給付等に要する費用の適正化の ための事業等を行う。 |
|------------------|---|
| 家族介護支援事業 | 介護知識等の習得のための教室の開催や、認知症 高齢者見守り事業等を行う。 |
| その他の事業 | 訪問給食サービス事業、成年後見制度利用支援、 福祉用具・住宅改修支援、その他生活支援に必要 な事業を行う。 |

(2) 地域支援事業の実績

| | 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成29年度(見込) | | |
|--------|-----------------------|----------|----------|------------|--|--|
| 1)1 | ①介護予防事業 | | | | | |
| | (H29 総合事業に移行) | | | | | |
| | 二次予防高齢者の把握事業 | 920 件 | 一 件 | 一 件 | | |
| | ·조라피스 · # > 마 · # · # | 40 回 | 30 回 | 32 回 | | |
| 主 | 通所型介護予防事業 | 310 人 | 199 人 | 250 人 | | |
| な | 訪問型介護予防事業 | 872 件 | 111 件 | 337 件 | | |
| 事 | 介護予防普及啓発事業 | 11 件 | 14 件 | 12 件 | | |
| 業 | 訪問型サービス(総合事業) | 一 件 | 一 件 | 682 件 | | |
| | 通所型サービス 総合業 | 一 件 | 一 件 | 105 件 | | |
| 2 2 | 见括的支援事 業 | | | | | |
| 主な事業 | 介護予防ケアマネジメント事業 | 10 件 | 10 件 | 479 件 | | |
| 事業 | 総合相談支援業務 | 169 件 | 163 件 | 187 件 | | |
| ③ 任意事業 | | | | | | |
| 主な | 計明公本ルードマ市ツ | 546 人 | 497 人 | 513 人 | | |
| 主な事業 | 訪問給食サービス事業 | 9,426 食 | 8,571 食 | 8,365 食 | | |

2. 地域支援事業の確保方策

(1)介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)の取り組み

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、従来の全国一律の 基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、多様な担い手による多 様なサービスを提供することにより、市町村が効果的かつ効率的に実施で きる新しい総合事業へ移行しました。

生活支援の充実、高齢者の社会参加や支え合い体制づくり、介護予防の 推進、関係者間の意識の共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本 に進めていきます。

特に介護予防の推進は、高齢者の在宅生活の継続や健康寿命の延伸等につながることから、地域包括ケアシステムの構築や持続可能な介護保険運営にとって重要な取り組みです。要介護状態になるおそれのある高齢者の把握や介護予防教室等の開催を通じて、介護予防・重度化防止を進めてまいります。

①訪問型サービス

ヘルパーや介護福祉士等がサービス利用者の居宅を訪問し、個々の能力に応じて、できるだけ居宅で自立した日常生活を営めるように、入浴や食事、掃除・洗濯、体力改善に向けた相談指導など、生活等に関する相談・助言や必要な日常生活の世話といったサービスを提供してまいります。

- ・既存の訪問介護事業所による身体介護、生活援助の訪問介護
- ・住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス

②通所型サービス

利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、送迎車両で施設に通所し、生活機能の維持及び向上を目指した機能訓練や軽運動教室などを開催し、日常生活上の支援を提供してまいります。

・既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所介護

③介護予防支援事業 (ケアマネジメント)

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるケアマネジメントを推進します。

④ 一般介護予防事業

要介護状態等になるおそれの高い65歳以上の方を対象に、「運動器の機能向上」のプログラムを実施するとともに、「閉じこもり予防・支援」「認知症予防・支援」等の介護予防施策に取り組みます。

はつらつ元気塾など

介護予防につながる活動を行っている地域グループの発掘や立ち上げ 支援を行い、介護予防の重要性について住民に広く周知し、住民主体の 介護予防活動の充実を図ります。

(2) 包括的支援事業の取り組み

包括的支援事業では、「介護予防ケアマネジメント」「総合相談支援」「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント支援」に加え、「地域ケア会議の充実」の5つを必須事業としており、業務は地域包括支援センターが実施しています。

当町の場合は、地域包括支援センター業務を社会福祉法人 渓仁会に委託しており、事務所を介護老人保健施設 コミュニティホーム岩内に置き、主任ケアマネジャーや看護師、社会福祉士などの6名体制で、それぞれの専門分野を生かしながら事業を行っています。

なお、地域包括支援センターは、包括的支援事業の実施とは別に、「岩内 町指定介護予防支援事業者」として介護予防支援の業務を行っているほか、 岩内町から介護予防事業や任意事業の一部を受託しています。

【地域包括支援センターの実施事業】

1) 一般介護予防事業 介護予防把握事業 介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業

2) 包括的支援事業

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務 権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 地域ケア会議の運営業務 在宅医療・介護連携の推進 認知症施策の推進 生活支援サービスの体制整備

3) 任意事業

家族介護支援事業、認知症施策推進事業

4) 指定介護予防支援 予防給付に係るケアマネジメント業務

(3) 任意事業の取り組み

①介護給付等費用適正化事業

- ・縦覧点検 / 医療情報と介護の突合
- ・住宅改修等の点検
- ・介護給付費通知、ケアプラン点検・要介護認定の適正化

②家族介護支援事業

・家族介護教室 (適切な介護知識や認知症の知識、技術等の習得)

③その他の事業

- ・訪問給食サービス事業(夕食の自宅配達と安否確認)
- ・認知症高齢者見守り事業(認知症の啓発、徘徊高齢者対応等)
- ・成年後見制度利用支援事業(町長申立てと後見人報酬の助成)
- ・生活支援短期宿泊事業(介護施設のショートステイ)
- ・認知症対応型共同生活介護事業所の家賃助成事業 (低所得者で要介護状態にある高齢者の居住確保)

第7章 その他必要な事項

1. 介護給付等対象サービス等の円滑な提供

(1)介護給付等対象サービスの円滑な提供

指定居宅介護支援や指定介護予防支援の事業者は、介護給付等対象サービスの事業者や在宅医療を提供する医療機関等との連携を図ることにより、適切な居宅サービス計画、介護予防サービス計画を作成することが重要となります。

このため、医療・介護の関係団体が連携し、相互の情報交換のための体制の整備など、事業者間の連携の確保に関する取り組みを図ることとします。

また、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進するため、情報収集 や相談、支援を適切に行うことができる体制の整備についても、取り組み を図ることとします。

(2) 地域支援事業の円滑な提供

地域支援事業の介護予防事業については、主に介護予防担当と地域包括 支援センターが各事業の実施を担っており、適切な人員配置や人材の確保 とともに、業務の役割分担の明確化と連携強化、多職種との連絡調整、取 り扱うサービスの情報提供などの取り組みを進めます。

総合事業については、平成29年4月から事業を開始しており、住民や 関係者等への情報発信や、総合事業の多様な主体相互の情報交換のための 体制の整備を図ることとします。

2. 地域包括支援センター等の情報公表

平成26年度の介護保険法の改正では、市町村を中心とする地域包括ケアシステムを構築していく中で、地域で暮らす住民が「地域にある社会資源」を把握することができるよう、市町村は地域包括支援センターと生活支援サービス等の情報を公表することに努めることとされております。

「地域にある社会資源」とは、「日常生活上の相談窓口となる機関の所在や、生活支援サービス等の具体的な内容」を指します。

これらの情報は、厚生労働省が運用する「介護サービス情報公表システム」を活用し、情報を公表することができ、岩内町においては、地域包括支援センターの情報を公表しております。

また、生活支援サービス等については、町のホームページにて町独自の 生活支援サービス等を公表しております。

3. 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、 利用者が真に必要とするサービスを、事業者が過不足なく適切に提供する よう、保険者である市町村が事業者に対して促すことです。

介護給付の適正化により、適切なサービスの提供を促し、費用の効率化を進め、結果として保険料の上昇の抑制を図ることで、制度の信頼度が高まります。

そのため、持続可能な介護保険事業の運営を行うため、サービスの適正 利用の促進等に取り組み、給付の適正化を推進します。

第7期計画では、第6期計画期間中未実施であった 2)住宅改修等の 点検(福祉用具購入・貸与)、3)介護給付費通知、4)ケアプラン点検に ついて、実施方法や事業実施の効果などを勘案し、介護給付の適正化を進 める上で効果的と考える適正化事業について優先的に取り組みます。

1) 縦覧点検 / 医療情報と介護の突合

縦覧点検は、利用者個々の介護報酬の請求明細書を確認し、提供サービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期発見し、適切な処理を行うもの。

医療情報との突合は、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と、介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供サービスの整合性を点検することで、医療と介護の重複請求の排除等を行うもの。

2) 住宅改修等の点検

住宅改修においては、改修工事を行う利用者宅の実態確認や工事見 積書の点検、施工時の訪問調査等を実施し、利用者の状況にそぐわな い不適切・不要な改修を排除するもの。

福祉用具購入・貸与においては、福祉用具使用者等に対する訪問調査等を実施し、福祉用具の必要性や利用状況等の点検を行うもの。

3) 介護給付費通知

利用者等に対し、事業者の介護報酬請求や給付状況等の情報を通知することで、適切なサービス利用の普及等を行うもの。

4) ケアプラン点検

居宅介護サービス計画等の記載内容について、事業者資料の確認や 訪問調査を実施し、市町村職員等の第三者が点検・支援を行うもの。

5) 要介護等認定の適正化

介護認定調査の内容について、市町村職員等が訪問審査や書面審査 等を実施し、適切で公平な要介護等認定を確保するもの。

4. 療養病床の円滑な転換に関する事項

岩内協会病院の入院病棟には、一般病棟、療養型病棟のほか、地域包括 ケア病棟を設置しております。

地域包括ケア病棟は、平成28年9月に開設され、急性期の治療が終了 した患者が、機能回復のリハビリや在宅生活への復帰支援に向けて、準備 が必要な一定期間入院療養を受けることができる病棟であります。

また、国においては、平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養病床については、その経過措置期間を6年間延長し、順次、介護医療院等への転換を図ることとしております。

町としては、岩内協会病院の療養病床のあり方について、関係機関等と 充分に検討を行うとともに、療養病床に入院中の患者や住民等に対する「検 討状況の情報提供」や「相談支援体制の整備」などの取り組みを進めます。

第8章 第1号被保険者の保険料

1. 保険料の推計方法

第1号被保険者の保険料の推計に当たっては、その前段として、計画期間中(平成30年度~平成32年度)の介護給付等対象サービス見込量を割り出す必要があるため、主として国から提供されている「見える化」システムを有効活用するとともに、次の手順によって見込量を算出します。

次節以降では、この手順に従い、各見込量の推計を行います。

● 給付実績の整理(平成27年度~平成29年度)

・各サービスの利用者数、利用回(日)数、給付費の実績(見込)

● 人口·要介護認定者数の推計

- ・認定状況の推移を踏まえ、「見える化」システムにて推計
- ・「見える化」システムで推計した認定者数に、特殊要素を反映

△ 施設・居住系サービス見込量の推計

- ・「見える化」システムで推計
- ・ 将来の世帯状況や今後の動向等を踏まえる
- ・北海道医療計画等との整合を図る

B 在宅サービス等(施設・居住系サービスを除く) 見込量の推計

・「見える化」システムで推計し、特殊要素を反映

○ 介護給付等対象サービス見込量の推計

・推計した各見込量に、介護報酬改定等の影響を反映し、標準給付費 見込額を推計する

● 保険料の推計

・標準給付費見込額に、地域支援事業費の見込みを加え、負担割合の 補正等を行う

2. 介護給付等対象サービスの見込み

(1) A 施設・居住系サービス見込量の推計

【施設・居住系サービスの利用者数の推計 (月間)】

| | 区 | 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度(見込) | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
|---|----------------|-----------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|---------|
| 介 | 護保険4施記 | л Х | 237 人 | 235 人 | 238 人 | 239 人 | 239 人 | 240 人 | 231 人 |
| | 介護老人福 | 祉施設 | 81 人 | 82 人 | 86 人 | 87 人 | 87 人 | 87 人 | 85 人 |
| | 介護老人保 | 健施設 | 147 人 | 145 人 | 145 人 | 147 人 | 147 人 | 147 人 | 2 140 人 |
| | 介護医療院 | | 一人 | 一人 | 一人 | 0人 | 0人 | 1 人 | 6人 |
| | 介護療養型医 | 療施設 | 9人 | 8人 | 7人 | 5 人 | 5 人 | 5 人 | - 人 |
| 居 | 宅サービス | | 39 人 | 49 人 | 49 人 | 64 人 | 66 人 | 74 人 | 56 人 |
| | 特定施設入局生 | 3者 活介護 | 33 人 | 41 人 | 43 人 | 55 人 | 58 人 | 66 人 | 48 人 |
| | 介護予防特 入居者生活 | | 6人 | 8人 | 6人 | 9人 | 8人 | 8人 | 8人 |
| 地 | 域密着型サー | ービス | 16 人 | 16 人 | 16 人 | 17 人 | 17 人 | 17 人 | 15 人 |
| | 認知症対応型 | ! 上活介護 | 16 人 | 16 人 | 16 人 | 17 人 | 17 人 | 17 人 | 15 人 |
| | 介護予防認 対応型共同 | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0 人 | 0人 |
| | 地域密着型 施設入居者 | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 合 | 計 | 292 人 | 300 人 | 303 人 | 320 人 | 322 人 | 331 人 | 302 人 |

【施設サービス費の見込み (年間)】

| 区分 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 37 年度 |
|----------|-------------|-------------|---------------|-------------|
| 介護老人福祉施設 | 1,044 人 | 1,044 人 | 1,044 人 | 1,020人 |
| 月 | 248,018千円 | 248, 129 千円 | 248, 129 千円 🤅 | 243, 217 千円 |
| 介護老人保健施設 | 1,764 人 | 1,764人 | 1,764人 | 1,680人 |
| 刀 | 455, 179 千円 | 455, 383 千円 | 455, 383 千円 | 436, 108 千円 |
| 介護医療院 | 0人 | 0人 | 12 人 | 144 人 |
| 月 设区原风 | 0 千円 | 0 千円 | 3,874 千円 🤅 | 24,729 千円 |
| 介護療養型 | 60 人 | 60 人 | 60 人 | 一人 |
| 医療施設 | 20,846 千円 | 20,855 千円 | 20,855 千円 | 一千円 |
| 計 | 2,868 人 | 2,868 人 | 2,880人 | 2,844 人 |
| (施設サービス) | 724,043千円 | 724, 367 千円 | 728, 241 千円 🤅 | 704,054千円 |

【居宅サービス費及び地域密着型サービス費(居住系サービス)の見込み (年間)】

| 区 分 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 37 年度 |
|------------|------------|-------------|-------------|--------------|
| 特定施設入居者生活 | 660 人 | 696 人 | 792 人 | 576 人 |
| 介護 | 114,605 千円 | 120,640 千円 | 137, 787 千円 | 99,971 千円 |
| 介護予防特定施設 | 108 人 | 96 人 | 96 人 | 96 人 |
| 入居者生活介護 | 7,602 千円 | 6,568 千円 | 6,568 千円 | 6,133 千円 |
| 認知症対応型 | 204 人 | 204 人 | 204 人名 | 180 人 |
| 共同生活介護 | 49, 175 千円 | 48, 227 千円 | 48,227 千円 | 43,034 千円 |
| 介護予防 認知症 | 0人 | 0 人 | 0人 | 0人 |
| 対応型共同生活介護 | 0 千円 | 0 千円 | 0 千円 | 0 千円 |
| 地域密着型 特定施設 | 0人 | 0人 | 0 人 | 0人 |
| 入居者生活介護 | 0 千円 | 0 千円 | 0 千円 | 0 千円 |
| 計 | 972 人 | 996 人 | 1,092人 | 852 人 |
| (居住系サービス) | 171,382千円 | 175, 435 千円 | 192, 582 千円 | [149, 138千円] |

(2) 图 在宅サービス等(施設・居住系サービスを除く) 見込量の推計

【介護度別の在宅サービス等(施設・居住系を除く)の利用者数の推計(月間)】

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度(見込) | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
|-------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 要支援 1 | 106人 | 85人 | 123人 | 101人 | 106人 | 112人 | 129人 |
| 要支援 2 | 133人 | 152人 | 140人 | 145人 | 148人 | 151人 | 113人 |
| (支援計) | (239人) | (237人) | (263人) | (246人) | (254人) | (263人) | (242人) |
| 要介護 1 | 172人 | 167人 | 180人 | 175人 | 172人 | 170人 | 144人 |
| 要介護 2 | 107人 | 99人 | 110人 | 104人 | 111人 | 115人 | 92人 |
| 要介護 3 | 35人 | 57人 | 44人 | 34人 | 33人 | 32人 | 27人 |
| 要介護 4 | 36人 | 36人 | 24人 | 29人 | 23人 | 18人 | 19人 |
| 要介護 5 | 27人 | 16人 | 27人 | 26人 | 26人 | 23人 | 21人 |
| (介護計) | (377人) | (375人) | (385人) | (368人) | (365人) | (358人) | (303人) |
| 合 計 | 616人 | 612人 | 648人 | 614人 | 619人 | 621人 | 545人 |

【居宅サービス費(介護給付)見込み(年間)】

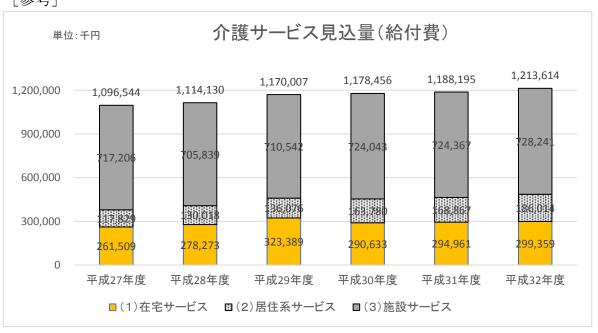
| 区 | 分 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 37 年度 |
|--|------|-----------|-----------|-------------|-----------|
| | 延利用者 | 1,440 人 | 1,440人 | 1,440 人 | 1,212 人 |
| 訪問介護 | 回 数 | 16, 094 回 | 16, 180 回 | 16, 385 回 | 11,918 回 |
| | 給付費 | 49,908 千円 | 50,489 千円 | 51,428 千円分 | 36,466 千円 |
| | 延利用者 | 12 人 | 12 人 | 12 人 | 12 人 |
| 訪問入浴介護 | 回 数 | 85 回 | 85 回 | 85 回 | 85 回 |
| | 給付費 | 1,004 千円 | 1,004 千円 | 1,004 千円 | 1,004千円 |
| | 延利用者 | 408 人 | 408 人 | 408 人 | 336 人 |
| 訪問看護 | 回 数 | 4,014 回 | 4,030 回 | 4,049 回 | 2,834 回 |
| | 給付費 | 13,897 千円 | 13,918 千円 | 13,951 千円 | 9,987 千円 |
| 訪問リハビリ | 延利用者 | 12 人 | 12 人 | 12 人 | 12 人 |
| プロリハロリー・デーション | 回 数 | 100 回 | 94 回 | 89 回 🖔 | 97 回 |
|) 0 10 | 給付費 | 283 千円 | 266 千円 | 253 千円 2 | 276 千円 |
| 居宅療養 | 延利用者 | 168 人 | 168 人 | 168 人 | 144 人 |
| 管理指導 | 給付費 | 1,721 千円 | 1,722 千円 | 1,722 千円 | 1,450 千円 |
| | 延利用者 | 864 人 | 888 人 | 912 人 | 900 人 |
| 通所介護 | 回 数 | 8,317 回 | 8, 496 回 | 8,680 回 | 6,984 回 |
| | 給付費 | 61,039 千円 | 62,097 千円 | 63,172 千円 | 49,298 千円 |
| 通所リハビリ | 延利用者 | 1,128人 | 1,140人 | 1, 152 人 | 972 人 |
| 一一・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・ | 回 数 | 8,432 回 | 8,651 回 | 8,887 回 | 6,254 回 |
| , , , | 給付費 | 71,419 千円 | 73,534 千円 | 75, 793 千円分 | 53,229 千円 |
| 毎期 な話 | 延利用者 | 264 人 | 264 人 | 264 人 | 216 人 |
| 短期入所 生活介護 | 日 数 | 2,753 日 | 2,814 日 | 2,882 目 | 1,883 回 |
| | 給付費 | 20,689 千円 | 21,127 千円 | 21,613 千円分 | 14,293 千円 |
| 短期入所療養 | 延利用者 | 12 人 | 12 人 | 12 人 | 12 人 |
| | 日 数 | 41 日 | 38 日 | 37 日 🔾 | 41 回 |
| 71 IZ (1 IC) | 給付費 | 534 千円 | 503 千円 | 487 千円 | 534 千円 |
| 福祉用具貸与 | 延利用者 | 1,080人 | 1,080人 | 1,080 人 | 912 人 |
| 曲皿/11六貝丁 | 給付費 | 11,523 千円 | 11,447 千円 | 11,371 千円 | 9,744 千円 |
| 特定福祉用具 | 延利用者 | 36 人 | 36 人 | 36 人 | 36 人 |
| 購入費 | 給付費 | 581 千円 | 581 千円 | 581 千円 | 581 千円 |

| 住宅改修 | 延利用者 | 36 人 | 36 人 | 36 人 🕺 | 36 人 |
|--------|-------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| 住七以修 | 給 付 費 | 2,463 千円 | 2,463 千円 | 2,463 千円 🤾 | 2,463 千円 |
| 日本人#十級 | 延利用者 | 3,036 人 | 3,048 人 | 3,024 人员 | 2,304 人 |
| 居宅介護支援 | 給 付 費 | 36, 363 千円 | 36,557 千円 | 36, 191 千円 🦠 | 27, 274 千円 |
| 計 | 給付費 | 271, 424 千円 | 275, 708 千円 | 280,029 千円 | 206, 599 千円 |

【地域密着型サービス費の見込み (年間)】

| 区 | 分 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 37 年度 |
|---|------|------------|------------|-----------|-----------|
| 定期巡回·随時対応 | 延利用者 | 36 人 | 36 人 | 36 人 | 36 人 |
| 型訪問介護看護 | 給付費 | 8,538 千円 | 8,542 千円 | 8,542 千円 | 8,542 千円 |
| 夜間対応型 | 延利用者 | 12 人 | 12 人 | 12 人 | 12 人 |
| 訪問介護 | 給付費 | 346 千円 | 347 千円 | 347 千円 | 347 千円 |
| 初知学与专刑 | 延利用者 | 12 人 | 12 人 | 12 人 | 12 人 |
| 認知症対応型通所介護 | 回 数 | 84 回 | 84 回 | 84 回 | 84 回 |
| <i>型/</i> // / · · · · · · · · · · · · · · · · · | 給付費 | 899 千円 | 899 千円 | 899 千円 | 899 千円 |
| 10144次关型 | 延利用者 | 84 人 | 84 人 | 84 人 | 84 人 |
| 地域密着型 通所介護 | 回 数 | 1,218 回 | 1,217 回 | 1,221 回 | 1,042 回 |
| 迪 /利 / · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 給付費 | 9,426 千円 | 9,465 千円 | 9,542 千円 | 8,039 千円 |
| 計 | 給付費 | 19, 209 千円 | 19, 253 千円 | 19,330 千円 | 17,827 千円 |

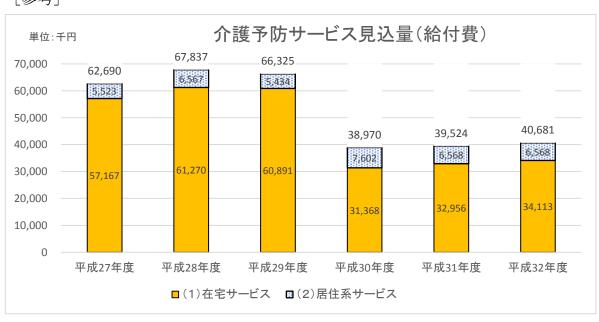
[参考]



【居宅サービス費 (予防給付) の見込み (年間)】

| X | 分 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 37 年度 |
|--------------------|------|------------|-----------|------------|------------|
| | 延利用者 | 204 人 | 216 人 | 228 人 | 204 人 |
| 介護予防訪問看護 | 回 数 | 1,748 回 | 1,919 回 | 2,088 回 | 1,657 回 |
| | 給付費 | 5,062 千円 | 5,559 千円 | 6,051 千円 | 4,766 千円 |
| 介護予防 通所 | 延利用者 | 480 人 | 504 人 | 516 人 | 444 人 |
| リハビリテーション | 給付費 | 16,788 千円 | 17,515 千円 | 17,984 千円 | 14,734 千円 |
| 介護予防 | 延利用者 | 36 人 | 36 人 | 36 人 | 36 人 |
| 居宅療養管理指導 | 給付費 | 439 千円 | 439 千円 | 439 千円 | 439 千円 |
| ↑ →#: → 17+ | 延利用者 | 12 人 | 12 人 | 12 人 | 12 人 |
| 介護予防 短期入所生活介護 | 日 数 | 38 日 | 41 日 | 43 日 🧷 | 50 日 |
| 应例八月上1日月晚 | 給付費 | 145 千円 | 155 千円 | 164 千円 | 191 千円 |
| 介護予防 | 延利用者 | 372 人 | 384 人 | 396 人 | 324 人 |
| 福祉用具貸与 | 給付費 | 2,253 千円 | 2,330 千円 | 2,407 千円 | 1,919 千円 |
| 特定介護予防 | 延利用者 | 24 人 | 24 人 | 24 人 | 24 人 |
| 福祉用具購入費 | 給付費 | 598 千円 | 598 千円 | 598 千円 | 598 千円 |
| 介護予防住宅改修 | 延利用者 | 24 人 | 24 人 | 24 人 | 24 人 |
| 万 楼 了 例 庄 七 以 lè | 給付費 | 2,173 千円 | 2,173 千円 | 2,173 千円 | 2,173 千円 |
| 介護予防支援 | 延利用者 | 864 人 | 924 人 | 948 人 | 756 人 |
| 月 暖 月 炒 又 板 | 給付費 | 3,910 千円 | 4, 187 千円 | 4,297 千円 | 3,442 千円 |
| 計 | 給付費 | 31, 368 千円 | 32,956 千円 | 34, 113 千円 | 28, 262 千円 |

[参考]



(3) 〇介護給付等対象サービス見込量の推計

介護給付等対象サービス見込量の推計に当たり、まずは、下記のAとBの推計値を合わせ、給付費合計額(推計額)を算出します。

- ・ | A | 施設・居住系サービス見込量の推計
- ・ B 在宅サービス等(施設・居住系サービスを除く)見込量の推計

| 給付費合計額 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 37 年度 |
|--------|--------------|--------------|----------------|----------------|
| (推計額) | 1,217,426 千円 | 1,227,719 千円 | 1, 254, 295 千円 | 1, 105, 880 千円 |



※介護報酬の改定(0.54%の増)含む

上記の給付費合計額(推計額)に対し、次の2点を踏まえた修正を加え、介護給付等対象サービス見込量に係る「総給付費見込額」を算出します。

・平成30年度:一定所得者の利用者負担の見直し(2割→3割)

・平成31年度:消費税率の引き上げに伴う介護報酬改定

 $(8\% \rightarrow 10\%)$

| >• ✓△△✓△ | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 37 年度 |
|--------------------|--------------|--------------|----------------|----------------|
| ※総給付費見込額 | 1,217,164 千円 | 1,242,090 千円 | 1, 284, 051 千円 | 1, 134, 284 千円 |

(4)標準給付費見込額の推計

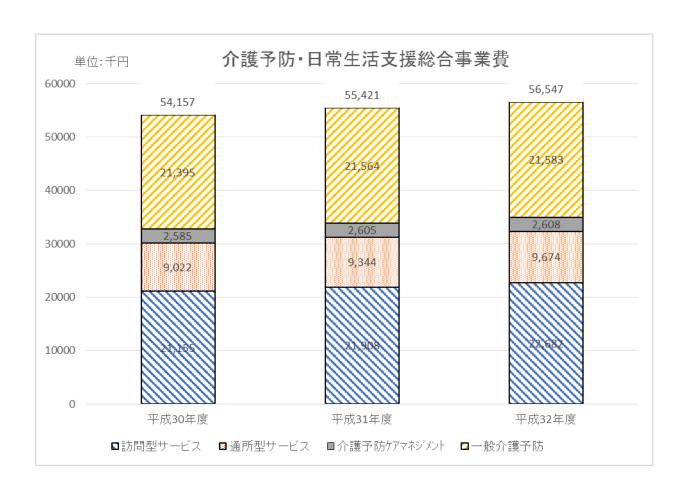
総給付費見込額の中には、高額介護サービス費等や特定入所者介護サービス費等が含まれないため、これらの費用の実績に基づき、別途推計した見込額を総給付費見込額に加算し、「標準給付費見込額」を算出します。

| 区分 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 37 年度 |
|---------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 総給付費見込額 | 1,217,164 千円 | 1, 242, 090 千円 | 1, 284, 051 千円 | 1, 134, 284 千円 |
| 高額介護サービス費等 | 41, 173 千円 | 41,994 千円 | 42, 946 千円 | 35,853 千円 |
| 特定人可诸介護サービン費等 | 109,944 千円 | 112, 138 千円 | 114, 679 千円 | 95, 739 千円 |
| 審査支払手数料 | 951 千円 | 971 千円 | 992 千円 | 838 千円 |
| ●標準給付費見込額 | 1,369,232 千円 | 1, 397, 193 千円 | 1,442,668 千円 | 1, 266, 714 千円 |

3. 地域支援事業の見込み

【介護予防・日常生活支援総合事業の見込み (年間)】

| 区分 | ì | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 37 年度 |
|------------------|-----|------------|------------|------------|------------|
| 訪問型サービス | 事業費 | 21, 155 千円 | 21,908 千円 | 22, 682 千円 | 20,724 千円 |
| 通所型サービス | 事業費 | 9,022 千円 | 9,344 千円 | 9,674 千円 | 8,839 千円 |
| 介護予防 ケアマネジメント | 事業費 | 2, 585 千円 | 2,605 千円 | 2,608 千円 | 2,458 千円 |
| 一般介護予防 | 事業費 | 21, 395 千円 | 21,564 千円 | 21, 583 千円 | 20,345 千円 |
| 計 | 事業費 | 54, 157 千円 | 55, 421 千円 | 56, 547 千円 | 52, 366 千円 |



4. 保険料の見込み

(1) 保険給付に対する負担割合

保険給付に対する負担割合は、受益者である被保険者が全体の50%、公費(国、都道府県、市町村)が残り50%と定められています。

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、第2号被保険者(40歳から64歳までの方)の負担割合と連動し、3年に一度の介護保険事業計画の策定の中で改定されます。

被保険者の50%の分担については、今般の制度改正により、第7期計画の期間中は、第1号被保険者(介護保険料)23%、第2号被保険者(各医療保険の介護負担分)27%に見直されました。

なお、公費の50%の分担については、従前のとおり、国25%、北海道12.5%、岩内町12.5%となります。

(2) 第1号被保険者の負担割合の補正

第1号被保険者の負担割合は23%ですが、保険者である各市町村等の後期高齢者割合や所得段階割合が一様ではないため、このままでは保険料収入にばらつきが起こり、保険者間で介護保険の運営に格差が生じます。

このため、「後期高齢者加入割合補正係数」と「所得段階別加入割合補正係数」による第1号被保険者の負担割合の補正を行い、保険者間の格差是正を行う必要があります。

「後期高齢者加入割合補正係数」については、今般の制度改正により、交付基準の年齢を、①65~74歳、②75歳以上の2区分から、①65~74歳、②75~84歳、③85歳以上の3区分に細分化されます。

なお、第7期計画の期間中は、激変緩和措置として、2区分と3区分を2分の1ずつ組み合わせ交付されます。

岩内町の場合は、2つの補正係数による計算を行った結果、第1号被保険者の負担割合23%は、平成30年度が19.46%、平成31年度が19.65%、平成32年度が19.69%に下がります。

これに伴う保険料収入の減少は、国の調整交付金により補てんされます。

(3) 第1号被保険者の保険料の見込み

第1号被保険者の保険料については、

- ①「標準給付費見込額」から、
- ②「1人当たり保険料基準額・年額」を算出し、
- ③「所得段階別の基準額に対する割合」を定めた上で、
- ④「所得段階別の保険料(年額・月額)を、以下のとおり見込みます。

【1人当たり保険料基準額・年額】

| 区 分 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 合 計 |
|---|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 総給付費見込額 | 1,217,164千円 | 1,242,090 千円 | 1,284,051 千円 | 3,743,305千円 |
| 高額介護サービス費等 | 41, 173 千円 | 41,994 千円 | 42,946 千円 | 126, 113 千円 |
| 特定入所者介護サービス費等 | 109,944 千円 | 112, 138 千円 | 114,679 千円 | 336, 761 千円 |
| 審査支払手数料 | 951 千円 | 971 千円 | 992 千円 | 2,914 千円 |
| ①標準給付費見込額 | 1,369,232 千円 | 1,397,193千円 | 1,442,668 千円 | 4, 209, 093 千円 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 54,157 千円 | 55,421 千円 | 56,547 千円 | 166, 125 千円 |
| 包括的支援事業・任意事業 | 19,502 千円 | 19,514 千円 | 19,477 千円 | 58, 493 千円 |
| 地域支援事業費 | 73,659 千円 | 74,935 千円 | 76,024 千円 | 224,618 千円 |
| 第 1 号被保険者負担分相当額 | 331,865 千円 | 338,590 千円 | 349, 299 千円 | 1,019,754千円 |
| 調整交付金相当額 | 71, 169 千円 | 72,631 千円 | 74,961 千円 | 218,761 千円 |
| 調整交付金見込交付割合 | 8.54% | 8.35% | 8. 31% | _ |
| 後期高齢者加入割合補正係数(2区分 | 0.9678 | 0. 9770 | 0. 9790 | _ |
| 後期高齢者加入割合補正係数(3区分 | 1.0021 | 1. 0119 | 1. 0143 | _ |
| 後期高齢者加入割合補正係数 | 0.9850 | 0. 9945 | 0. 9967 | _ |
| 所得段階別加入割合補正係数 | 0.8589 | 0. 8589 | 0. 8589 | _ |
| 調整交付金見込額 | 121,557 千円 | 121, 293 千円 | 124, 585 千円 | 367, 435 千円 |
| 市町村特別給付費等 | 1,350 千円 | 1,350 千円 | 1,350 千円 | 4,050 千円 |
| 財政安定化基金拠出金 | | 0 千円 | | 0 千円 |
| 財政安定化基金償還金 | 0 千円 | 0 千円 | 0 千円 | 0 千円 |
| 準備基金取崩額 41,200 千円 | | | | 41,200 千円 |
| 財政安定化基金借入金 | 0千円 0千 | | | 0千円 |
| 保険料収納必要額 | 833,929 千円 | | | 833,929 千円 |
| 予定保険料収納率 98% | | | _ | |
| 所得段階別補正後被保険者数 3,893 人 3,874 人 3,858 人 11,62 | | | 11,625 人 | |
| ②1 人当たり保険料基準額・年額 73,200 円 | | | | |

【所得段階別の基準額に対する割合】

| 段階区分(対象者) | | 所得段階別の加入者数 | | ③基準額に対する割合 | | |
|------------------|---|------------|----------|------------|--------|--------|
| | | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 第6期 | 第7期 |
| 第 1 段 階 | 生活保護被保護者。 世帯全員が町民税非課税の、 老齢福祉年金受給者。 世帯全員が町民税非課税で、 本人年金収入等80万円以下の者。 | 1,530 人 | 1, 522 人 | 1, 517 人 | 0.45 | 0.45 |
| 第 2 段階 | 世帯全員が町民税非課税で、 本人年金収入等80万円超~ 120万円以下の者。 | 602 人 | 599 人 | 597 人 | 0.65 | 0.65 |
| 第 3 段階 | 世帯全員が町民税非課税で、 本人年金収入等 120 万円超の者。 | 440 人 | 438 人 | 436 人 | 0.75 | 0.75 |
| 第 4 段階 | 本人が町民税非課税で、 世帯に課税者がいる、 本人年金収入等80万円以下の者。 | 413 人 | 411 人 | 410 人 | 0.90 | 0.90 |
| 第 5 段階 | 本人が町民税非課税で、 世帯に課税者がいる、 本人年金収入等80万円超の者。 | 367 人 | 366 人 | 364 人 | 《基準段階》 | 《基準段階》 |
| 第6段階 | 町民税課税で、 合計所得金額 120 万円未満の者。 | 558 人 | 555 人 | 553 人 | 1.20 | 1.20 |
| 第 7 段 階 | 町民税課税で、 合計所得金額 120 万円以上~ 200 万円未満の者。 | 342 人 | 340 人 | 339 人 | 1.30 | 1.30 |
| 第 8 段階 | 町民税課税で、 合計所得金額 200 万円以上~ 300 万円未満の者。 | 171 人 | 170 人 | 169 人 | 1.50 | 1.50 |
| 第 9 段階 | 町民税課税で、 合計所得金額300万円以上の者。 | 175 人 | 174 人 | 173 人 | 1.70 | 1.70 |
| | 計 | 4, 598 人 | 4, 575 人 | 4, 558 人 | | |

【所得段階別の保険料(年額・月額)】

| 段階区分(対象者) | | ④ 所得段階別保険料 上段: 年額 下段: (月額) | | | |
|------------------|---|-----------------------------------|-----------------------|--------------------|--|
| | | 第6期 | 第7期 | 差引き | |
| 第 1 段 階 | 生活保護被保護者。 世帯全員が町民税非課税の、 老齢福祉年金受給者。 世帯全員が町民税非課税で、 本人年金収入等80万円以下の者。 | 29,700円 (2,475円) | 32,900円 (2,741円) | +3,200円 (+266円) | |
| 第 2 段階 | 世帯全員が町民税非課税で、 本人年金収入等 80 万円超~ 120 万円以下の者。 | 42,900円 (3,575円) | 47,600円 (3,966円) | +4,700円 (+391円) | |
| 第 3 段 階 | 世帯全員が町民税非課税で、 本人年金収入等 120 万円超の者。 | 49,500円 (4,125円) | 54,900円 (4,575円) | +5,400円 (+450円) | |
| 第 4 段階 | 本人が町民税非課税で、 世帯に課税者がいる、 本人年金収入等80万円以下の者。 | 59,400円 (4,950円) | 65, 900円 (5, 491円) | +6,500円 (+541円) | |
| 第 5 段階 | 本人が町民税非課税で、 世帯に課税者がいる、 本人年金収入等80万円超の者。 | 66,000円 (5,500円) | 73, 200円 (6, 100円) | +7,200円 (+600円) | |
| 第 6 段階 | 町民税課税で、 合計所得金額 120 万円未満の者。 | 79, 200円 (6, 600円) | 87,800円 (7,316円) | +8,600円 (+716円) | |
| 第 7 段 階 | 町民税課税で、 合計所得金額 120 万円以上~ 200 万円未満の者。 | 85,800円 (7,150円) | 95,200円 (7,933円) | +9,400円 (+783円) | |
| 第 8 段 階 | 町民税課税で、 合計所得金額 200 万円以上~ 300 万円未満の者。 | 99,000円 (8,250円) | 109,800円 (9,150円) | +10,800円 (+900円) | |
| 第 9 段 階 | 町民税課税で、 合計所得金額 300 万円以上の者。 | 112,200円 (9,350円) | 124,400円 (10,366円) | +12,200円 (+1,016円) | |

(4) 公費による低所得者の保険料軽減

①保険料に対する低所得者の減額賦課の実施

第1号被保険者の保険料は、保険給付に対する「被保険者50%、公費(国、都道府県、市町村)50%」の負担割合に基づき、「(3)①~④」の流れにより決定します。

一方、今後の超高齢社会に向け、介護費用の増加と保険料水準の上昇が 避けられない中、介護保険制度が持続可能であるためには、低所得者にと って無理のない保険料負担であることが必要です。

平成26年度の介護保険法の改正により、通常の公費負担とは別に、公費を投入した「低所得者の保険料軽減」の(補助金的な)新たな仕組みが設けられました。

具体的には、政令(平成27年4月10日公布)の定めるところにより、 市町村条例に規定を設けた上で、低所得者の保険料の減額賦課を実施し、 保険料から減じた総額(算定額)に対し、別枠で公費(国 1/2、都道府県 1/4、市町村1/4)を投入するというものです。

公費の財源は、平成26年度の消費税率引き上げ(5%→8%)のうち、 社会保障の充実枠で対応するとされており、岩内町においても、介護保険 条例を改正し、平成27年度の保険料賦課から減額措置を実施しておりま す。

②各段階の軽減幅の設定

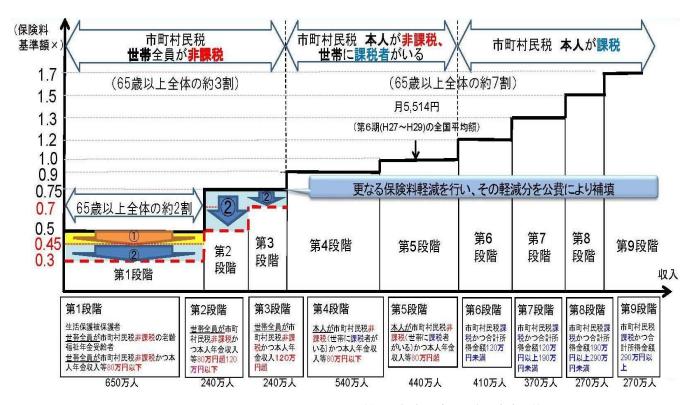
減額賦課の対象者は、今般の政令では「第1段階の者」に限定されていますが、消費税率の引き上げ(8% \rightarrow 10%)が見込まれる平成31年10月以降は、政令の改正により「第3段階の者」まで拡大されます。

保険料の軽減割合は、政令が定める軽減幅(基準額に対する割合の更正 の幅)の範囲内で、市町村が任意に設定することができます。

上記のとおり、市町村は軽減幅の任意設定が可能であるため、第6期計画では保険料軽減割合の設定に当たり、最大限の低所得者対策を講ずるべきと判断しております。そのため、第7期計画においても改正後の政令が想定する「基準額に対する割合の最小値」を適用することとします。

| 【「基準額に対する割合」の更正 | |
|-----------------|--|
|-----------------|--|

| 区分 | 更正前 | 平成 31 年 10 月 (見込)~ |
|------|------|--------------------|
| 第1段階 | 0.45 | (▲0. 15→) 0. 30 |
| 第2段階 | 0.65 | (▲0. 15→) 0. 50 |
| 第3段階 | 0.75 | (▲0.05→) 0.70 |



※厚生労働省 社会保障の充実・安定化等についてより引用

③減額賦課による町財政等への影響

低所得者への減額賦課の実施に伴い、保険料収入の減少が生じ、この減少額は、平成27年度から平成29年度の3年間で1,557万円になる見込みです。(5% \rightarrow 8%分)

減少額の1, 557万円は公費で補てんすることになり、このうち、岩内町が負担する額は1/4の389万円です。

なお、減額賦課の対象外である「第2段階~第9段階」の方(平成30年度)に対する上乗せ負担はありません。

④第7期計画における保険料(年額・月額)~最終

以上のことから、第7期計画における第1号被保険者の保険料については、次の表のとおりとします。

なお、消費税率の引き上げ(8% \rightarrow 10%)に伴い政令が改正された場合、低所得者の減額賦課は「第1段階」から「第3段階」の区分まで拡大する予定です。

● 所得段階別の保険料(年額・月額) ~更正後

| 区分 | 所得 | 导段階別保険料 | 上段: 年額下段:(月額) | 基準額に対する割合 |
|------------------------|-----------|-----------|---------------|-----------|
| | 第6期 | 第7期(更正後) | 差引き | (更正後) |
| 第1段階 | 29,700円 | 32,900円 | +3,200円 | 0.45 |
| 77 1 72 1 | (2, 475円) | (2,741円) | (+266円) | 0.40 |
| 第2段階 | 42,900円 | 47,600円 | +4,700円 | 0.65 |
| 7) = 1 2,14 | (3,575円) | (3,966円) | (+391円) | 0.03 |
| 第3段階 | 49,500円 | 54,900円 | +5,400円 | 0.75 |
| 77 O FXPG | (4, 125円) | (4, 575円) | (+450円) | 0.75 |
| 第4段階 | 59,400円 | 65,900円 | +6,500円 | 0.90 |
| 为于权阳 | (4,950円) | (5, 491円) | (+541円) | 0. 90 |
| 《基準段階》 | 66,000円 | 73, 200円 | +7,200円 | 1.00 |
| 第5段階 | (5,500円) | (6, 100円) | (+600円) | 1.00 |
| 第6段階 | 79, 200円 | 87,800円 | +8,600円 | 1. 20 |
| AT O FX PE | (6,600円) | (7, 316円) | (+716円) | 1. 20 |
| 第7段階 | 85,800円 | 95, 200円 | +9,400円 | 1.30 |
| 为/权阳 | (7, 150円) | (7,933円) | (+783円) | 1. 50 |
| 第8段階 | 99,000円 | 109,800円 | +10,800円 | 1. 50 |
| | (8, 250円) | (9, 150円) | (+900円) | 1. 50 |
| 第9段階 | 112,200円 | 124,400円 | +12, 200円 | 1 70 |
| | (9,350円) | (10,366円) | (+1,016円) | 1. 70 |

岩内町高齢者対策計画策定委員会委員名簿

| 区分 | 氏 名 | 団 体 |
|---------------------------|-------|----------------------|
| | 丸山 誠一 | 岩内町社会福祉協議会 |
| | 佐々木和彦 | 岩内町民生委員協議会 |
| 社会福祉関係者 | 佐藤 孝志 | 介護老人保健施設 コミュニティホーム岩内 |
| | 藤田淳 | 介護付有料老人ホーム 七福神 恵比寿館 |
| 並 // 除 孝 / 七 丰 孝 | 花田 敏正 | 岩内町老人クラブ連合会 |
| 被保険者代表者 | 高橋 幸子 | 岩内町認知症の人を支える家族の会 |
| | 大井 成夫 | 一般社団法人 岩内古宇郡医師会 |
| 保健医療関係者 | 中島 弘紀 | 一般社団法人 北海道薬剤師会後志支部 |
| | 黒坂 生美 | 岩内協会病院 訪問看護ステーションのぞみ |
| | 窪内 稔恵 | 岩内町地域包括支援センター |
| 学識経験者 | 遠藤まり子 | 岩内女性の会 |
| | 表 芳弘 | 岩内町ボランティアセンター |

岩内町高齢者対策計画策定委員会の審議経過

平成29年11月 8日 会長の互選及び職務代理者の指定

(会長 丸山誠一、会長職務代理者 佐々木和彦)

岩内町長からの諮問

平成29年12月27日 審議

平成30年 2月 7日 審議

平成30年 2月15日 岩内町長への答申

岩保号平成29年11月8日

岩内町高齢者対策計画策定委員会会長 様

岩内町長 上 岡 雄 司

第8期岩内町高齢者保健福祉計画及び第7期岩内町介護保険 事業計画の策定について(諮問)

平成30年度から平成32年度までの3年間を期間とする「第8期岩内町 高齢者保健福祉計画及び第7期岩内町介護保険事業計画」の策定について 諮問いたします。

記

諮問理由

平成27年度から平成29年度までを期間とする「第7期岩内町高齢者保健福祉計画及び第6期岩内町介護保険事業計画」が平成30年3月31日をもって期間の満了となるため。

平成30年2月15日

岩内町長 上 岡 雄 司 様

岩内町高齢者対策計画策定委員会 会 長 丸 山 誠 一

第8期岩内町高齢者保健福祉計画及び第7期岩内町介護保険 事業計画の策定について(答申)

平成29年11月 8日、岩内町長から諮問のあった第8期岩内町高齢者保健福祉計画及び第7期岩内町介護保険事業計画の策定については、老人福祉事業及び介護保険事業の実施状況を踏まえ、当委員会において慎重な審議を重ねた結果、ここに答申いたします。

岩内町高齢者対策計画策定委員会条例

(平成10年12月18日 条例第12号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、 岩内町高齢者対策計画策定委員会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、岩内町の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に関し必要な調査及び 審議を行う機関として、岩内町高齢者対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (組織及び定数)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱した委員をもって組織する。
 - (1) 社会福祉関係者
 - (2) 被保険者代表者
 - (3) 保健医療関係者
 - (4) 学識経験者
- 2 前項の委員の定数は、12人とする。

(会長)

- 第4条 委員会に会長を置く。
- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

- 第6条 委員会は、会長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、民生部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附則 (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(岩内町老人保健福祉計画策定委員会条例の廃止)

第2条 岩内町老人保健福祉計画策定委員会条例(平成5年岩内町条例第1号)は、廃止する。

(岩内町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 岩内町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年岩内町条例第30号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略